

平成 25 年度 行政評価の実施結果
(公共施設の管理運営)
《別冊-施設ごとの個票》

浜田市

平成 25 年度の評価結果（目次）

統括表（評価順）

種別	ページ	区分	ID	施設名	担当課評価	総合評価
公園	1	公園	93	あさひ温泉公園	存続	存続
	2	農村公園	104	旭豊の里公園	存続	存続
	3	農村公園	105	天狗石農村公園	譲渡	譲渡
	4	農村公園	106	八戸川農村公園	譲渡	譲渡
	5	森林公園	159	三階山森林総合利用施設	存続	存続
種別	ページ	区分	ID	施設名	担当課評価	総合評価
公民館	6	公民館	295	浜田市立浜田公民館	存続	存続
	7	公民館	296	浜田市立石見公民館	存続	存続
	8	公民館	297	浜田市立長浜公民館	存続	存続
	9	公民館	298	浜田市立周布公民館	存続	存続
	10	公民館	299	浜田市立美川公民館	存続	存続
	11	公民館	300	浜田市立大麻公民館	存続	存続
	12	公民館	301	浜田市立国府公民館	存続	存続
	13	公民館	478	浜田市立石見公民館 宇津井分館	存続	存続
	14	公民館	479	浜田市立石見公民館 細谷分館	存続	存続
	15	公民館	480	浜田市立石見公民館 長見分館	存続	存続
	16	公民館	481	浜田市立美川公民館 東分館	存続	存続
	17	公民館	303	浜田市立美川公民館 西分館	存続	存続
	18	公民館	482	浜田市立国府公民館 宇野分館	存続	存続
	19	公民館	483	浜田市立国府公民館 有福分館	存続	存続
	20	公民館	265	浜田市立雲城公民館	存続	存続
	21	公民館	266	浜田市立今福公民館	存続	存続
	22	公民館	267	浜田市立波佐公民館	存続	存続
	23	公民館	268	浜田市立小国公民館	存続	存続
	24	公民館	269	浜田市立久佐公民館	存続	存続
	25	公民館	270	浜田市立美又公民館	存続	存続
	26	公民館	243	浜田市立今市公民館	存続	存続
	27	公民館	244	浜田市立木田公民館	存続	存続
	28	公民館	245	浜田市立和田公民館	存続	存続
	29	公民館	246	浜田市立都川公民館	存続	存続
	30	公民館	247	浜田市立市木公民館	存続	存続
	31	公民館	327	浜田市立杵束公民館(老人憩いの家)	存続	存続
	32	公民館	328	浜田市立安城公民館(弥栄会館)	存続	存続
	33	公民館	281	浜田市立三隅公民館	存続	存続
	34	公民館	282	浜田市立三保公民館	存続	存続
	35	公民館	283	浜田市立岡見公民館	存続	存続
	36	公民館	284	浜田市立井野公民館	存続	存続
	37	公民館	285	浜田市立黒沢公民館	存続	存続
	38	公民館	286	浜田市立白砂公民館	存続	存続
種別	ページ	区分	ID	施設名	担当課評価	総合評価
集会施設	39	集会施設	4	浜田市瀬戸見文化センター	存続	存続
	40	集会施設	212	緑ヶ丘生活相談室	存続	存続
	41	集会施設	214	黒川集会所	存続	存続
	42	集会施設	304	サンマリン浜田	存続	存続
	43	集会施設	211	日脚集会所	存続	存続

統括表（評価順）

種別	ページ	区分	ID	施設名	担当課評価	総合評価
集会施設	44	集会施設	291	浜田市日脚和泉集会所	存続	存続
	45	集会施設	6	松羽地区コミュニティ防災センター	存続	存続
	46	集会施設	5	下府コミュニティ防災センター	存続	存続
	47	集会施設	213	下府集会所	存続	存続
	48	集会施設	109	金城多目的研修集会施設（ふれあい会館）	存続	存続
	49	集会施設	2	金城山村開発センターみどりかいかん	存続	存続
	50	集会施設	126	かたらいの家	譲渡	譲渡
	51	集会施設	127	地域材利用促進交流館	存続	存続
	52	集会施設	128	下来原林業協業活動センター	譲渡	廃止
	53	集会施設	1	旭山村開発センター旭センター	存続	存続
	54	集会施設	28	坂本構造改善センター	存続	存続
	55	集会施設	30	丸原センター	存続	存続
	56	集会施設	20	木田生活改善センター	存続	存続
	57	集会施設	22	山ノ内生活改善センター	存続	存続
	58	集会施設	99	山ノ内農作業管理休養施設旭豊館	譲渡	譲渡
	59	集会施設	100	山ノ内農作業管理休養施設旭豊2号館	譲渡	譲渡
	60	集会施設	17	戸川生活改善センター	存続	存続
	61	集会施設	18	本郷生活改善センター	存続	存続
	62	集会施設	21	重富生活改善センター	存続	存続
	63	集会施設	23	和田生活改善センター	存続	存続
	64	集会施設	24	西都川集会所	譲渡	譲渡
	65	集会施設	26	東都川集会所	譲渡	譲渡
	66	集会施設	29	都川高齢者活動促進センター	存続	存続
	67	集会施設	19	市木生活改善センター	存続	存続
	68	集会施設	25	来尾集会所	存続	存続
	69	集会施設	27	多目的研修集会施設越木集会所	存続	存続
	70	集会施設	168	弥栄多目的研修集会施設（弥栄会館）	存続	存続
	71	集会施設	144	岡見漁業振興会館	存続	存続
	72	集会施設	142	三隅中央会館多目的研修集会施設	存続	存続
	73	集会施設	143	古市場漁村センター	存続	存続
	74	集会施設	8	鹿子谷コミュニティ消防センター	存続	存続
	75	集会施設	9	岡崎コミュニティ消防センター	存続	存続
	76	集会施設	31	三隅町上古和集会所	存続	存続
	77	集会施設	7	室谷コミュニティ消防センター	存続	存続
	78	集会施設	145	井野地区多目的研修集会施設みのり会館	存続	存続
	79	集会施設	146	上室谷集会所	存続	存続
	80	集会施設	147	大谷地区活性化施設八幡センター	存続	存続
種別	ページ	区分	ID	施設名	担当課評価	総合評価
その他	81	その他	155	浜田市勤労青少年ホーム	存続	存続

	担当課評価	総合評価
存続	73	73
統合	0	0
転用	0	0
譲渡	8	7
廃止	0	1
合計	81	81

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続: 現状は、使用は修繕しないと難しい

複数計上: (91)(92)(93)

整理番号93

施設名: あさひ温泉公園

所在地: 浜田市旭町木田963番地2

担当課: 産業経済 旭産業課

管理形態: 直営

目的: 市民の憩いと休養の拠点づくり及び健康の増進を図る。

設置条例: 旭温泉公園条例

自治法第244条の2第1項

建築年度: H1

I 施設の基本的事項

事業内容: 旭温泉利用者及び一般に提供する。
旭温泉あさひ荘の嘱託及びパート職員が、あさひ荘の管理業務のかたわら管理している。
ミニパターゴルフ施設

施設区分: 公園

施設内容: 【敷地面積】1,320㎡、【土地所有者】市
パターゴルフ: 4ホール ゲートボール

利用対象者: 旭温泉利用者及び一般 80,000 人

料金体系等: パター及びボール1組: 1時間につき310円

施設職員(人): 常勤 0 人 嘱・パート: 0 人
(うち市職員) 正規: 0 嘱: 臨: パ:

代替・類似施設の有無

利用者H17: 0
利用者H18: 0
利用者H19: 0
利用者H20: 0
利用者H21: 0

II 事業コスト、事業成果

単位: 千円

	H19	H20	H21
利用料等	0	0	0
指定管理料	0	0	0
市補助金	0	0	0
市委託金	0	0	0
その他	0	0	0
収入合計	0	0	0
光熱水費	0		
委託費	85	85	85
人件費	0	0	0
その他	0	0	0
支出合計	85	85	85

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

(支出)
施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

建設費用(千円)
合計 14,204
一般財源: 2,401
国県支出金: 0
起債: 11,803
その他: 0

H21利用度(利用者/対象者)
0.00 回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)
0.0 %

大規模修繕: H22~H27

改修: H22~H27

施設設置の効果

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性: 施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
市内に民間を含め、類似施設がない。
会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性: 利用者が増加している。
収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価: 存続 あさひ荘がリニューアルすることにより、温泉利用者の増加が見込まれ、新規利用者の可能性があり、様子を見たい。

総合評価: 存続 近隣施設である、あさひ荘のリニューアルにより利用者増加の可能性があるため存続とする。
ただし、その後の利用状況次第では廃止も含めた検討も必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

104

施設名:	旭豊の里公園	担当課:	産業経済	旭産業課
所在地:	浜田市旭町山ノ内2398番地	管理形態:	直営	
目的:	公園広場の活用による連帯意識の高揚と農林漁業者等の健康増進及び体力向上を図り、地域活動の推進及び農林漁業の振興に資する			
設置条例:	農山漁村地域公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H8

I 施設の基本的事項

事業内容:

公園

施設区分:

農村公園

その他

施設内容:

トイレ【延床面積】24.00㎡、【敷地面積】25.019㎡、【土地所有者】市

①トイレ(木造平屋階 24.00㎡/1室〃)

利用対象者:

梨農家、公園利用者

60,180

人

利用者H17:

1,320

料金体系等:

無料

利用者H18:

1,320

利用者H19:

1,320

施設職員(人)

常勤

1

人

嘱・パート:

0

人

利用者H20:

1,320

(うち市職員) 正規:

1

主任主事1%

嘱:

臨:

パ:

利用者H21:

1,320

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)

施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか

利用料等…施設利用者

指定管理料…浜田市

市補助金/委託金…浜田市

その他…国県等

建設費用(千円)

合計

72,625

一般財源:

0

国県支出金:

72,625

起債:

0

その他:

0

H21利用度(利用者/対象者)

0.02 回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

0.0 %

利用料等	0	0	0
指定管理料	0	0	0
市補助金	0	0	0
市委託金	0	0	0
その他	0	0	0
収入合計	0	0	0
光熱水費	15	16	20
委託費	62	62	62
人件費	72	72	72
その他	4	4	73
支出合計	153	154	227

大規模修繕:

H22~H27

改修:

H22~H27

施設設置の効果

梨農家の健康増進及び生産現場のPRに寄与

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。市内に民間を含め、類似施設がない。

1

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:利用者が増加している。収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

梨農家をはじめ、地域住民の健康増進と、地域活動の拠点として重要な施設となっている。また、当該施設は山ノ内梨園に隣接しているため、梨園を訪れる人々へのPR効果も望まれる。

総合評価:

存続

梨園のPRや生産農家の健康増進に貢献しているため存続とする。

施設名:	天狗石農村公園	担当課:	産業経済	旭産業課
所在地:	浜田市旭町市木2560番地1	管理形態:	指定管理者(指名)	H21年度～H23年度
目的:	地域市民の保養と健康の増進、都市住民との交流ふれあいの推進を図り、地域の活性化、環境美化及び産業の振興に資する			
設置条例:	天狗石農村公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H11

I 施設の基本的事項

事業内容:	天狗石農村交流センター利用者及び一般に提供する										
施設区分:	農村公園										
施設内容:	【敷地面積】4,313.00㎡、【土地所有者】市・民間 交流運動広場1,338㎡ せせらぎ水路57m 砂場1箇所 東屋1棟 ベンチ4箇所 水飲場1箇所 駐車場830㎡ 水車小屋1基 コンビネーション1基 ミックスプランコ1基 スプリング遊具2基										
利用対象者:	市内外問わず	60,180	人	利用者H17:	0						
料金体系等:				利用者H18:	0						
				利用者H19:	0						
施設職員(人)	常勤	0	人	嘱・パート:	0	人	利用者H20:	0			
	(うち市職員)	正規:	0	嘱:		臨:		パ:		利用者H21:	0
代替・類似施設の有無											

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	755	784	143	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	77,524
指定管理料	400	400	380		一般財源:	34,886
市補助金		0	0		国県支出金:	42,638
市委託金		0	0		起債:	0
その他		0	301		その他:	0
収入合計	1,155	1,184	824		H21利用度(利用者/対象者) 0.00 回	
光熱水費	583	685	598	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 21.3 %	
委託費	96	126	0			
人件費	0	0	0			
その他	94	107	74			
支出合計	773	918	672			
大規模修繕: H22～H27				改修: H22～H27		
施設設置 の効果						

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:		施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	譲渡	指定管理である市木自治会への無償譲渡を進める 調整の間は指定管理者による管理を実施する
総合評価:	譲渡	地元住民の活動拠点や地元イベント等の利用が多いため、地元自治会もしくはNPO法人へ譲渡すべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上: (89)(90)(106)

整理番号106

施設名:	八戸川農村公園	担当課:	産業経済旭産業課
所在地:	浜田市旭町本郷1269番地1	管理形態:	指定管理者(指名)H21年度～H23年度
目的:	地域市民の保養と健康の増進、都市住民との交流ふれあいの推進を図り、地域の活性化、環境美化及び産業の振興に資する		
設置条例:	八戸川農村公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H15

I 施設の基本的事項

事業内容: 指定管理者として地元自治会が管理(指定管理料0円)

施設区分: 農村公園

施設内容: 【敷地面積】1,033㎡、【土地所有者】市
トイレ(木造平屋建21.00㎡/1室)、交流広場、トイレ、ベンチ、水飲み場、駐車場

利用対象者: 八戸川農村公園の利用者60,180人

料金体系等:

施設職員(人) 常勤 0人 嘱・パート: 0人
(うち市職員) 正規: 0人 嘱: 臨: パ:

利用者H17: 利用者H18: 0 利用者H19: 利用者H20: 448 利用者H21: 301

代替・類似施設の有無:

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計8,654
指定管理料	0	0	0		一般財源: 8,654
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 0
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 0
その他	0	0	74	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	0	0	74	その他…国県等	
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)0.01回
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)0.0%
人件費	0	0	0		
その他	0	0	74		
支出合計	0	0	74		
大規模修繕: H22～H27				改修: H22～H27	
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性: 1 施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
市内に民間を含め、類似施設がない。
会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性: 1 利用者が増加している。
収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価: 譲渡 指定管理である戸川自治会への無償譲渡を進める
調整の間は指定管理者による管理を実施する

総合評価: 譲渡 地元自治会に利用が限定されている実態があり、地域の活性化に資するためにも、地元である八戸川自治会へ譲渡すべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

159

施設名:	三階山森林総合利用施設	担当課:	産業経済	農林課
所在地:	浜田市三階町及び原井町地内	管理形態:	直営	H～H
目的:	森林のもつ保健休養機能の活用を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする。			
設置条例:	三階山森林総合利用施設条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	昭和54年5月28日

I 施設の基本的事項

事業内容:

昭和52～54年度にかけて行われた林業構造改善事業により設けられた。眼下に浜田市街と日本海を俯瞰し、三瓶山を眺望する景観を誇る。しかし、老朽化のため総合案内所、森林研修センターについては使用できない。

施設区分:

森林公園

施設内容:

総合案内所、森林研修センター【敷地面積】22,917㎡【土地所有者】市71㎡・民間22,846.01㎡
①総合案内所(鉄骨造1階72㎡)②森林研修センター(鉄骨造1階135㎡)

利用対象者:

市民

60,180

人

利用者H17:

100

料金体系等:

使用料は無料

利用者H18:

100

利用者H19:

100

施設職員(人):

常勤

1

人

嘱・パート:

0

人

利用者H20:

100

(うち市職員)正規:

1

主任主事1%

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

利用者H21:

100

代替・類似施設の有無:

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

建設費用(千円)

合計

60,966

一般財源:

22,860

国県支出金:

38,106

起債:

0

その他:

0

H21利用度(利用者/対象者)

0.00

回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

0.0

%

大規模修繕:
H22～H27

改修:
H22～H27

施設設置の効果:

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

総合案内所・森林研修センターの建物は老朽化により使用していないが、施設全体(駐車場、キャンプ場、トイレ等)としては継続して管理する。

総合評価:

存続

利用促進の努力は必要だが、公園としての利用価値はあるため、存続とする。
ただし、施設は老朽化しており、防犯上の面からも解体を検討する必要がある。

施設名:	浜田市立浜田公民館	担当課:	教育	生涯学習課
所在地:	浜田市殿町6番地1	管理形態:	直営	H~H
目的:	社会教育施設として、生涯学習活動の充実、人材育成、地域課題の解決等に取り組み、社会教育的な地域力の育成、醸成に努める			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H3

I 施設の基本的事項

事業内容:	各種教室2事業 野外活動7事業 児童活動7事業 成人活動10事業 学校支援地域本部事業:小中学校4校への総合学習支援			
施設区分:	公民館			
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート地上3階、【敷地面積】1,881.41㎡、【延床面積】546.07㎡、【土地所有者】市 ①事務室(41.02㎡/1室)②研修室(153㎡/3室)③図書室(54㎡/1室)④会議室(28.009㎡/1室)⑤調理室(54.678㎡/1室) ⑥ホール(115.3824㎡/2室)⑦便所(27.224㎡/4室)⑧湯沸し室(10.63㎡/1室)⑨倉庫(35.45㎡/4室)⑩風除室(9.7㎡/1室)			
利用対象者:	浜田地区の市民全員	8,487	人	利用者H17: 45,720
料金体系等:	・冷暖房費(200円/時間)・コンセント使用料(200円/個)・調理室利用(300円/時間)			利用者H18: 46,563
				利用者H19: 37,303
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 7 人			利用者H20: 44,530
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 4 臨: パ: 3			利用者H21: 49,863
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	428	420	453	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 126,216
指定管理料		0	0		一般財源: 37,116
市補助金			0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 29,000
市委託金			0	指定管理料…浜田市	起債: 60,100
その他			0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	428	420	453	その他…国県等	
光熱水費	1,720	1,704	1,360	(支出)	H21利用度(利用者/対象者) 5.88 回
委託費	1,731	1,711	1,225	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計) 5.1 %
人件費	5,385	5,383	5,444		
その他	803	636	827		
支出合計	9,639	9,434	8,856		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。 中央教育審議会の「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月閣議決定)では、「教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべき」と示されていることからもうかがえる。
総合評価:	存続	浜田の中央に位置し、社会教育の拠点施設であることから存続とする。 今後は、維持管理費の削減を目指すとともに、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立石見公民館	担当課:	教育	生涯学習課
所在地:	浜田市黒川町132番地2	管理形態:	直営	H~H
目的:	社会教育施設として、生涯学習活動の充実、人材育成、地域課題の解決等に取り組み、社会教育的な地域力の育成、醸成に努める			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	S63

I 施設の基本的事項

事業内容:	講座・教室9事業、スポーツ5事業の実施 学校支援地域本部事業:小中学校5校への総合学習支援 青少年健全育成地域力醸成プログラム事業:放課後遊び隊、いわみっ子まつりの実施 高齢者事業:交通安全教室、料理教室の実施			
施設区分:	公民館			
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート地上2階、【敷地面積】1,342.00㎡、【延床面積】577.00㎡、【土地所有者】市 ①事務室(31.5㎡/1室)②研修室(152㎡/2室)③会議室(57㎡/1室)④調理室(57㎡/1室)⑤図書室(38.5㎡/1室) ⑥玄関(25.9㎡/1室)⑦便所(61㎡/4室)⑧倉庫(23.45㎡/2室)⑨廊下(68㎡/2室)⑩湯沸室(9.45㎡/1室)			
利用対象者:	石見地区の市民全員	15,614	人	利用者H17: 29,080
料金体系等:	・冷暖房費(200円/時間)・コンセント使用料(200円/個)・調理室利用(300円/時間)			利用者H18: 33,578
				利用者H19: 32,822
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 5 人			利用者H20: 32,780
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 4 臨: 0 パ: 1			利用者H21: 31,554
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	537	571	555	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 121,634
指定管理料	0	0	0		一般財源: 46,339
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 20,000
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 54,300
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 995
収入合計	537	571	555	その他…国県等	
光熱水費	1,130	1,147	1,293	(支出)	H21利用度(利用者/対象者) 2.02 回
委託費	736	568	564	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計) 7.3 %
人件費	5,236	5,245	5,295		
その他	516	701	492		
支出合計	7,618	7,661	7,644		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。 中央教育審議会の「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月閣議決定)では、「教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべき」と示されていることからもうかがえる。
総合評価:	存続	社会教育施設として重要な役割を果たしており、存続とする。対象人口に対して手狭な点は改善を要する。今後は、維持管理費の削減を目指すとともに、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

297

施設名:	浜田市立長浜公民館	担当課:	教育	生涯学習課
所在地:	浜田市熱田町1441番地18	管理形態:	直営	H~H
目的:	社会教育施設として、生涯学習活動の充実、人材育成、地域課題の解決等に取り組み、社会教育的地域力の育成、醸成に努める			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H7

I 施設の基本的事項

事業内容: 通年事業及び各種団体との連携事業 学校支援地域本部事業: 小中学校2校への総合学習支援
福祉・子育て支援・安全安心まちづくり活動

施設区分: 公民館 連絡所

施設内容: 【構造・階】鉄筋コンクリート地上2階、【敷地面積】2,982.62㎡、【延床面積】611㎡、【土地所有者】市
①事務室(56.76㎡/2室)②会議室(28.2㎡/1室)③調理室(53.11㎡/1室)④工芸室(36.81㎡/1室)⑤交流室(17.85㎡/1室)
⑥便所(55.84㎡/5室)⑦倉庫(52.06㎡/7室)⑧ロッカー室(3.82㎡/2室)⑨湯沸室(12.58㎡/2室)⑩ホール(63.93㎡/1室)

利用対象者: 長浜地区の市民全員 5,876 人 利用者H17: 13,698

料金体系等: ・冷暖房費(200円/時間)・コンセント使用料(200円/個)・調理室利用(300円/時間) 利用者H18: 12,618
利用者H19: 13,264

施設職員(人) 常勤 0 人 嘱・パート: 4 人 利用者H20: 12,768
(うち市職員) 正規: 0 嘱: 4 臨: パ:

代替・類似施設の有無

利用者H21: 12,023

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	265	241	213	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 298,118
指定管理料			0		一般財源: 74,718
市補助金			0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 0
市委託金			0	指定管理料…浜田市	起債: 223,400
その他			0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	265	241	213	その他…国県等	
光熱水費	1,303	1,305	1,069	(支出)	H21利用度(利用者/対象者) 2.05 回
委託費	1,147	1,008	1,013	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計) 2.5 %
人件費	4,856	4,911	4,911		
その他	631	951	1,505		
支出合計	7,937	8,175	8,498		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。中央教育審議会の「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月閣議決定)では、「教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべき」と示されていることからもうかがえる。
総合評価:	存続	社会教育施設として重要な役割を果たしており、公民館活動も活発であるため存続とする。今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

298

複数計上:

施設名:	浜田市立周布公民館	担当課:	教育	生涯学習課
所在地:	浜田市周布町イ374番地	管理形態:	直営	H～H
目的:	社会教育施設として、生涯学習活動の充実、人材育成、地域課題の解決等に取り組み、社会教育的な地域力の育成、醸成に努める			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H10

I 施設の基本的事項

事業内容:	どろんこバレーボール大会、通学合宿、いきいき子どもフェスティバル、周布地区民体育大会・敬老会など各種事業開催 学校支援地域本部事業:小中学校2校への総合学習支援			
施設区分:	公民館	連絡所		
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート平屋、【敷地面積】1693.01㎡、【延床面積】558.62㎡、【土地所有者】市 ①事務室(48.75㎡/1室)②研修室(151.2㎡/3室)③受電室(5.76㎡/1室)④和室(34.68㎡/1室)⑤調理室(57.2㎡/1室) ⑥便所(26.62㎡/3室)⑦湯沸室(6.5㎡/1室)⑧ホール(101.45㎡/1室)⑨倉庫(43.04㎡/3室)⑩廊下(49.16㎡/2室)			
利用対象者:	周布地区の市民全員	5,331	人	利用者H17: 13,506
料金体系等:	・冷暖房費(200円/時間)・コンセント使用料(200円/個)・調理室利用(300円/時間)			利用者H18: 14,026
				利用者H19: 14,630
施設職員(人)	常勤 0	人	嘱・パート: 4	人
	うち市職員)正規: 0		嘱: 4	臨時: 0
				利用者H20: 12,784
				利用者H21: 11,523
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	351	427	407	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 218,703
指定管理料		0	0		一般財源: 61,203
市補助金			0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 0
市委託金			0	指定管理料…浜田市	起債: 157,500
その他			0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	351	427	407	その他…国県等	
光熱水費	1,185	1,286	1,008	(支出)	H21利用度(利用者/対象者) 2.16 回
委託費	761	633	644	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計) 5.7 %
人件費	4,856	4,911	4,911		
その他	1,298	824	631		
支出合計	8,100	7,654	7,194		
大規模修繕: H22～H27				改修: H22～H27	
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。 中央教育審議会の「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月閣議決定)では、「教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべき」と示されていることからもうかがえる。
総合評価:	存続	社会教育施設として重要な役割を果たしており、公民館活動も活発であるため存続とする。 今後は、職員配置について見直しをするとともに、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

299

施設名:	浜田市立美川公民館	担当課:	教育	生涯学習課
所在地:	浜田市内村町592番地ノ1	管理形態:	直営	H~H
目的:	社会教育施設として、生涯学習活動の充実、人材育成、地域課題の解決等に取り組み、社会教育的な地域力の育成、醸成に努める			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H2

I 施設の基本的事項

事業内容:

子ども対象事業 高齢者対象事業(健康と生きがい) 各種教室、講習会実施 スポーツ事業
学校支援地域本部事業:小中学校2校への総合学習支援

施設区分:

公民館

連絡所

施設内容:

【構造・階】鉄筋コンクリート地上2階、【敷地面積】609.57㎡、【延床面積】624.89㎡、【土地所有者】市
①事務室(23.22㎡/1室)②和室(62.916㎡/1室)③調理室(85.2㎡/1室)④便所(51.398㎡/5室)⑤湯沸室(5.187㎡/1室)
⑥研修室(157.5㎡/2室)⑦ステージ(32.4㎡/1室)⑧器具庫(5.94㎡/1室)⑨控室(5.94㎡/1室)⑩倉庫(6.77㎡/1室)

利用対象者:

美川地区の市民全員

2,108

人

利用者H17:

12,984

料金体系等:

・冷暖房費(200円/時間)・コンセント使用料(200円/個)・調理室利用(300円/時間)

利用者H18:

17,664

利用者H19:

17,994

施設職員(人)

常勤

0

人

嘱・パート:

5

人

利用者H20:

18,530

(うち市職員)正規:

0

嘱:

3

臨:

パ:

2

利用者H21:

16,195

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等	60	69	67
指定管理料			0
市補助金			0
市委託金			0
その他			0
収入合計	60	69	67

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

光熱水費	1,060	1,098	1,056
委託費	726	764	678
人件費	4,505	4,552	4,447
その他	439	198	529
支出合計	6,730	6,612	6,710

(支出)
施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

建設費用(千円)

合計

113,590

一般財源:

66,678

国県支出金:

46,912

起債:

0

その他:

H21利用度(利用者/対象者)

7.68 回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

1.0 %

大規模修繕:

H22~H27

改修:

H22~H27

施設設置の効果

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

1

市内に民間を含め、類似施設がない。会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:利用者が増加している。収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。中央教育審議会の「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月閣議決定)では、「教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべき」と示されていることからもうかがえる。

総合評価:

存続

社会教育施設として重要な役割を果たしており、公民館活動も活発であるため存続とする。今後は、職員配置について見直しをするとともに、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立大麻公民館	担当課:	教育	生涯学習課
所在地:	浜田市西村町1038番地ノ8	管理形態:	直営	H~H
目的:	社会教育施設として、生涯学習活動の充実、人材育成、地域課題の解決等に取り組み、社会教育的な地域力の育成、醸成に努める			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	S60

I 施設の基本的事項

事業内容:	健康管理啓発教室、文化事業、スポーツ事業など各種事業開催 学校支援地域本部事業:小中学校2校への総合学習支援			
施設区分:	公民館	連絡所		
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート平屋階、【敷地面積】399.65㎡、【延床面積】149.40㎡、【土地所有者】市 ①事務所(12.84㎡/1室)②ホール(12.50㎡/1室)③集会所(50.14㎡/1室)④研修室(21.81㎡/1室)⑤調理室(22.47㎡/1室) ⑥便所(10㎡/1室)⑦倉庫(6.67㎡/1室)			
利用対象者:	折居・西村の一部地区の市民全員	211 人	利用者H17:	5,971
料金体系等:	・冷暖房費(200円/時間)・コンセント使用料(200円/個)・調理室利用(300円/時間)		利用者H18:	5,510
			利用者H19:	6,083
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 2 人		利用者H20:	6,632
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 2 臨: 0 パ: 0		利用者H21:	4,182
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	31	34	23	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 25,500
指定管理料	0	0	0		一般財源: 25,500
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 0
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 0
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	31	34	23	その他…国県等	
光熱水費	207	214	189	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)
委託費	102	102	110	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	19.82 回
人件費	2,454	2,482	2,482		
その他	627	379	391		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)
支出合計	3,390	3,177	3,172		0.7 %
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。 中央教育審議会の「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月閣議決定)では、「教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべき」と示されていることからもうかがえる。
総合評価:	存続	社会教育施設として重要な役割を果たしており、公民館活動も活発であるため存続とする。 今後は、職員配置について見直しをするとともに、地元譲渡や他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

301

複数計上:

施設名:	浜田市立国府公民館	担当課:	教育	生涯学習課
所在地:	浜田市国分町1981番地136	管理形態:	直営	H～H
目的:	社会教育施設として、生涯学習活動の充実、人材育成、地域課題の解決等に取り組み、社会教育的な地域力の育成、醸成に努める			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H8

I 施設の基本的事項

事業内容: スポーツ5事業 文化4事業 地域力醸成プログラム事業 学校支援地域本部事業:小中学校4校への総合学習支援
人権同和教育研修会 交通安全教室

施設区分: 公民館 連絡所

施設内容: 【構造・階】鉄筋コンクリート平屋、【敷地面積】1818.433㎡、【延床面積】601.7㎡、【土地所有者】市
①事務室(51.31㎡/1室)②図書室(54.3㎡/1室)③研修室(139.37㎡/2室)④会議室(28.7㎡/1室)⑤調理室(62.37㎡/1室)
⑥便所(34.84㎡/3室)⑦湯沸室(5.94㎡/1室)⑧倉庫(56.59㎡/7室)⑨ロッカー室(2.7㎡/1室)⑩受電室(5.18㎡/1室)

利用対象者: 国府地区の市民全員 6,396 人 利用者H17: 13,097

料金体系等: ・冷暖房費(200円/時間)・コンセント使用料(200円/個)・調理室利用(300円/時間) 利用者H18: 17,807
利用者H19: 18,295

施設職員(人) 常勤 0 人 嘱・パート: 4 人 利用者H20: 18,364
(うち市職員) 正規: 0 嘱: 4 臨: パ:

利用者H21: 19,285

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	520	505	441	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 236,886
指定管理料			0		一般財源: 24,886
市補助金			0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 212,000
市委託金			0	指定管理料…浜田市	起債: 0
その他			0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	520	505	441	その他…国県等	
光熱水費	1,105	1,174	922	(支出)	H21利用度(利用者/対象者) 3.02 回
委託費	801	640	640	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計) 6.1 %
人件費	4,856	4,911	4,911		
その他	730	862	777		
支出合計	7,492	7,587	7,250		
大規模修繕: H22～H27	空調機修繕(H22)	4,644	改修: H22～H27		
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。 中央教育審議会の「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月閣議決定)では、「教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべき」と示されていることからもうかがえる。
総合評価:	存続	社会教育施設として、地元住民には重要な役割を果たしており、まちづくりを支援する上では必要不可欠なため存続とする。 今後は、維持管理費の削減を目指すとともに、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立石見公民館 宇津井分館	担当課:	教育	生涯学習課
所在地:	浜田市宇津井町529	管理形態:	直営	
目的:	社会教育施設として、生涯学習活動の充実、人材育成、地域課題の解決等に取り組み、社会教育的地域力の育成、醸成に努める			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	不明

I 施設の基本的事項

事業内容:

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】木造地上1階、【敷地面積】2,507㎡、【延床面積】230.02㎡、【土地所有者】市

①軽運動室(52.85㎡)、②集会室(59.54㎡)、③和室(26.42㎡)、④玄関・廊下(72.58㎡)

利用対象者:0人

利用者H17:

0

料金体系等:

利用者H18:

0

利用者H19:

0施設職員(人)

常勤

0人

嘱・パート:

0人

利用者H20:

0

(うち市職員)正規:

利用者H21:

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計18,100
指定管理料	0	0	0		一般財源:18,100
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金:0
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債:0
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他:0
収入合計	0	0	0	その他…国県等	
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	回
人件費	0	0	0		
その他	0	0	0		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)
支出合計	0	0	0		#Num! %
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27		0
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

分館も公民館であるため、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。しかしながら、現在の状況を評価分析した結果、分館として残すべき施設(社会教育施設)とそうでない施設(集会施設として地元へ譲渡)の整理が必要である。なお、地元への譲渡については、学校統廃合との約束事項があり、地元と充分協議する必要がある。

総合評価:

存続

社会教育施設として、地元住民には重要な役割を果たしており、必要な施設であるため存続とする。今後は、地元への譲渡の検討、及び、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号479

施設名:	浜田市立石見公民館 細谷分館	担当課:	教育生涯学習課
所在地:	浜田市三階町376	管理形態:	直営
目的:	社会教育施設として、生涯学習活動の充実、人材育成、地域課題の解決等に取り組み、社会教育的地域力の育成、醸成に努める		
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度: S30

I 施設の基本的事項

事業内容:

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】木造地上1階、【敷地面積】4,362.72㎡、【延床面積】公民館786㎡・倉庫24㎡、【土地所有者】民間
①講堂(198㎡)、②調理室(33.12㎡)、③研修室(62.7㎡)、④図書室(42㎡)、⑤和室(38.7㎡)、⑥ふれあいルーム(28㎡)、⑦事務室(37.8㎡)

利用対象者:0人利用者H17:

0

料金体系等:利用者H18:

0

利用者H19:

0

施設職員(人)常勤

0

人嘱・パート:

0

人利用者H20:

0

(うち市職員)正規:

0

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

利用者H21:

0

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計67,080
指定管理料	0	0	0		一般財源:67,080
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金:0
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債:0
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他:0
収入合計	0	0	0	その他…国県等	
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21利用度(利用者/対象者) 回
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計) #Num! %
人件費	0	0	0		
その他	0	0	0		
支出合計	0	0	0		
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27		0
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:		施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
		収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	分館も公民館であるため、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。しかしながら、現在の状況を評価分析した結果、分館として残すべき施設(社会教育施設)とそうでない施設(集会施設として地元へ譲渡)の整理が必要である。なお、地元への譲渡については、学校統廃合との約束事項があり、地元と充分協議する必要がある。
総合評価:	存続	人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、地元への譲渡の検討、及び、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立石見公民館 長見分館	担当課:	教育	生涯学習課
所在地:	浜田市長見町956-2	管理形態:	直営	
目的:	社会教育施設として、生涯学習活動の充実、人材育成、地域課題の解決等に取り組み、社会教育的地域力の育成、醸成に努める			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H5

I 施設の基本的事項

事業内容:

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】木造地上1階、【敷地面積】3,413㎡、【延床面積】167㎡、【土地所有者】市

①玄関(12.25㎡)、②ホール(10.5㎡)、③集会所(102㎡)、④事務室(9.29㎡)、⑤調理室(13.46㎡)

利用対象者:0人

利用者H17:

0

料金体系等:

利用者H18:

0

利用者H19:

0

施設職員(人)

常勤

0

人 嘱・パート:

0

人

利用者H20:

0

(うち市職員) 正規:

0

 嘱:

0

 臨:

0

 パ:

0

利用者H21:

0

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 30,012
指定管理料	0	0	0		一般財源: 30,012
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 0
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 0
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	0	0	0	その他…国県等	
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21利用度(利用者/対象者) 回
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計) #Num! %
人件費	0	0	0		
その他	0	0	0		
支出合計	0	0	0		
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27		0
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。市内に民間を含め、類似施設がない。会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:利用者が増加している。収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

分館も公民館であるため、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。しかしながら、現在の状況を評価分析した結果、分館として残すべき施設(社会教育施設)とそうでない施設(集会施設として地元へ譲渡)の整理が必要である。なお、地元への譲渡については、学校統廃合との約束事項があり、地元と充分協議する必要がある。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、地元への譲渡の検討、及び、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立美川公民館 東分館	担当課:	教育	生涯学習課
所在地:	浜田市鍋石町530-3	管理形態:	直営	
目的:	社会教育施設として、生涯学習活動の充実、人材育成、地域課題の解決等に取り組み、社会教育的地域力の育成、醸成に努める			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	不明

I 施設の基本的事項

事業内容:

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】木造地上1階、【敷地面積】925㎡、【延床面積】188㎡、【土地所有者】市

①会議室(145.5㎡)、②玄関・湯沸室(9.11㎡)

利用対象者:0人

利用者H17:

0

料金体系等:

利用者H18:

0

利用者H19:

0

施設職員(人)

常勤

0

人

嘱・パート:

0

人

利用者H20:

0

(うち市職員)正規:

0

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

利用者H21:

0

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計13,530
指定管理料	0	0	0		一般財源:13,530
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金:0
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債:0
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他:0
収入合計	0	0	0	その他…国県等	
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	回
人件費	0	0	0		
その他	0	0	0		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)
支出合計	0	0	0		#Num! %
大規模修繕:H22~H27		0	改修:H22~H27		
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:		施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
		収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	分館も公民館であるため、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。しかしながら、現在の状況を評価分析した結果、分館として残すべき施設(社会教育施設)とそうでない施設(集会施設として地元へ譲渡)の整理が必要である。なお、地元への譲渡については、学校統廃合との約束事項があり、地元と充分協議する必要がある。
総合評価:	存続	人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、地元への譲渡の検討、及び、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

303

施設名:	浜田市立美川公民館 西分館	担当課:	教育	生涯学習課
所在地:	浜田市田橋町494番地2	管理形態:	直営	H～H
目的:	社会教育施設として、生涯学習活動の充実、人材育成、地域課題の解決等に取り組み、社会教育的地域力の育成、醸成に努める			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H15

I 施設の基本的事項

事業内容:

文化・スポーツなどの各種地域交流事業

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】木造平屋階、【敷地面積】3,356㎡、【延床面積】489㎡、【土地所有者】市

①相談室(7㎡/1室)②和室(16㎡/1室)③調理室(24㎡/1室)④倉庫(14.5㎡/2室)⑤集会室(60㎡/1室)⑥便所(15㎡/2室)⑦玄関(4㎡/1室)⑧ホール(33㎡/1室)

利用対象者:

田橋・横山地区の市民全員

352人

利用者H17:

2,782

料金体系等:

・冷暖房費(200円/時間)・コンセント使用料(200円/個)・調理室利用(300円/時間)

利用者H18:

2,604

利用者H19:

2,964

施設職員(人)

常勤

0人

嘱・パート:

1人

利用者H20:

2,781

(うち市職員)正規:

0

嘱:

1

臨:

パ:

利用者H21:

3,031

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等	20	26	19
指定管理料			0
市補助金			0
市委託金			0
その他			0
収入合計	20	26	19

(収入)

施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか

利用料等…施設利用者

指定管理料…浜田市

市補助金/委託金…浜田市

その他…国県等

光熱水費	212	224	191
委託費	126	126	126
人件費	539	609	672
その他	88	558	91
支出合計	965	1,517	1,080

(支出)

施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

建設費用(千円)

合計

43,617

一般財源:

2,917

国県支出金:

28,000

起債:

12,700

その他:

0

H21利用度(利用者/対象者)

8.61回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

1.8%

大規模修繕:

H22～H27

0

改修:

H22～H27

0

施設設置の効果

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

1

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

分館も公民館であるため、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。しかしながら、現在の状況を評価分析した結果、分館として残すべき施設(社会教育施設)とそうでない施設(集会施設として地元へ譲渡)の整理が必要である。なお、地元への譲渡については、学校統廃合との約束事項があり、地元と充分協議する必要がある。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、地元への譲渡の検討、及び、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立国府公民館 宇野分館	担当課:	教育	生涯学習課
所在地:	浜田市宇野町281-3	管理形態:	直営	
目的:	社会教育施設として、生涯学習活動の充実、人材育成、地域課題の解決等に取り組み、社会教育的地域力の育成、醸成に努める			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	不明

I 施設の基本的事項

事業内容:

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】木造地上1階、【敷地面積】2,181㎡、【延床面積】公民館715.16㎡・倉庫10.36㎡、【土地所有者】市
①事務室(52.99㎡)、②多目的室(52.99㎡)、③和室(52.99㎡)、④多目的室(132.49㎡)

利用対象者:0人利用者H17:

0

料金体系等:利用者H18:

0

利用者H19:

0

施設職員(人)常勤

0

人嘱・パート:

0

人利用者H20:

0

(うち市職員)正規:

0

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

利用者H21:

0

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計67,080
指定管理料	0	0	0		一般財源:67,080
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金:0
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債:0
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他:0
収入合計	0	0	0	その他…国県等	
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21利用度(利用者/対象者) 回
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計) #Num! %
人件費	0	0	0		
その他	0	0	0		
支出合計	0	0	0		
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27		0
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

分館も公民館であるため、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。しかしながら、現在の状況を評価分析した結果、分館として残すべき施設(社会教育施設)とそうでない施設(集会施設として地元へ譲渡)の整理が必要である。なお、地元への譲渡については、学校統廃合との約束事項があり、地元と充分協議する必要がある。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、地元への譲渡の検討、及び、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立国府公民館 有福分館	担当課:	教育	生涯学習課
所在地:	浜田市下有福町26-1	管理形態:	直営	
目的:	社会教育施設として、生涯学習活動の充実、人材育成、地域課題の解決等に取り組み、社会教育的地域力の育成、醸成に努める			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	S30

I 施設の基本的事項

事業内容:

行政サービス窓口として住民票等を発行しています。
※公民館行政サービス提供事業にて、嘱託等人件費を支出

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】木造地上1階・鉄骨地上1階、【敷地面積】9,585㎡、【延床面積】1,182㎡・99㎡、【土地所有者】市
①会議室(62.76㎡)、②談話室(62.76㎡)、③事務室(36㎡)、④調理室(39.15㎡)、⑤旧中学資料室(62.76㎡)

利用対象者:0人

利用者H17:

0

料金体系等:

利用者H18:

0

施設職員(人)

常勤

0人

嘱・パート:

0人

利用者H19:

0

(うち市職員)正規:

0

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

利用者H20:

0

代替・類似施設の有無:

利用者H21:

0

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 92,620
指定管理料	0	0	0		一般財源: 92,620
市補助金	0	0	0		国県支出金: 0
市委託金	0	0	0		起債: 0
その他	0	0	0		その他: 0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者) 回
光熱水費	0	0	0	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) #Num! %
委託費	0	0	0		
人件費	0	0	0		
その他	0	0	0		
支出合計	0	0	0		
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27		0
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

分館も公民館であるため、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。しかしながら、現在の状況を評価分析した結果、分館として残すべき施設(社会教育施設)とそうでない施設(集会施設として地元に譲渡)の整理が必要である。なお、地元への譲渡については、学校統廃合との約束事項があり、地元と充分協議する必要がある。

総合評価:

存続

社会教育施設としての機能を十分果たしているため存続とする。施設が老朽化しているため、再投資の際は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号265

複数計上:(2)(53)(265)(274)

施設名:	浜田市立雲城公民館	担当課:	教育	教育 金城分室
所在地:	浜田市金城町下来原171番地	管理形態:	直営	H～H
目的:	市民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	S52

I 施設の基本的事項

事業内容:

社会教育活動ならびに会議室の提供

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】鉄筋コンクリート造 2階、【敷地面積】874.94㎡、【延床面積】72.28㎡、【土地所有者】市

① 事務室(72.28㎡/室)

利用対象者:

雲城地区住民

2,588 人

利用者H17:

料金体系等:

浜田市山村開発センター条例参照のこと

利用者H18:

利用者H19:

13,517

利用者H20:

15,217

利用者H21:

4,230

施設職員
(人) 常勤

0

 人 嘱・パート:

3

 人
(うち市職員) 正規:

0

 嘱:

3

 臨:

0

 パ:

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等	0	0	0
指定管理料			
市補助金			
市委託金			
その他			
収入合計	0	0	0
光熱水費	0	0	0
委託費	430	430	420
人件費	2,500	2,500	2,500
その他	0	0	0
支出合計	2,930	2,930	2,920

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。

利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

(支出)
施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

建設費用(千円)

合計

0

一般財源:

国県支出金:

起債:

その他:

H21利用度(利用者/対象者)

1.63 回

H21受益者負担率
(利用料等/支出合計)

0.0 %

大規模修繕:

H22～H27

改修:

H22～H27

0

施設設置の効果

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。市内に民間を含め、類似施設がない。会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:利用者が増加している。収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。中央教育審議会の「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月閣議決定)では、「教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべき」と示されていることからもうかがえる。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

266

複数計上:

(109)(266)

施設名:	浜田市立今福公民館	担当課:	教育	教育 金城分室
所在地:	浜田市金城町今福105番地2	管理形態:	直営	H~H
目的:	市民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	S60

I 施設の基本的事項

事業内容:

施設区分:

施設内容:

利用対象者:

料金体系等:

施設職員

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)

施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか

建設費用(千円)

合計

一般財源:

国県支出金:

起債:

その他:

H21利用度(利用者/対象者)

14.56 回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

7.3 %

大規模修繕:

H22~H27

改修:

H22~H27

空調改修 済 (H23)

1,291

施設設置の効果

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

1

市内に民間を含め、類似施設がない。

1

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

1

利用者が増加している。

1

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。中央教育審議会の「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月閣議決定)では、「教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべき」と示されていることからもうかがえる。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

267

施設名:	浜田市立波佐公民館	担当課:	教育	教育 金城分室
所在地:	浜田市金城町波佐イ441番地1	管理形態:	直営	H~H
目的:	市民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H5

I 施設の基本的事項

事業内容:

社会教育活動ならびに会議室の提供

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】鉄骨造 平屋階、【敷地面積】4,891.25㎡、【延床面積】955.97㎡、【土地所有者】市

①多目的集会室(250㎡/1室室〃) ②会議室(54㎡/1室室) ③和会議室(57㎡/2室室) ④調理実習室(60㎡/1室) ⑤図書室(54㎡/1室室) ⑥高齢者創作室(76㎡) ⑦事務室・応接室(22.80㎡)

利用対象者:

波佐地区住民

583 人

利用者H17:

料金体系等:

~17時(4時間まで) 全館 5,250円 多目的集会室 3,150円 和・洋会議室、調理室 525円/室 調理実習台 525円/台

利用者H18:

利用者H19:

4,532

施設職員(人):

常勤 0 人 嘱・パート: 2 人

利用者H20:

5,402

(うち市職員) 正規: 0 嘱: 2 臨: パ:

利用者H21:

6,425

代替・類似施設の有無:

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等	760	607	526
指定管理料	0	0	0
市補助金	0	0	0
市委託金	0	0	0
その他	0	0	0
収入合計	760	607	526

(収入)

施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。

利用料等…施設利用者

指定管理料…浜田市

市補助金/委託金…浜田市

その他…国県等

光熱水費	815	686	831
委託費	2,673	2,673	2,673
人件費	2,500	2,500	2,500
その他	0	0	0
支出合計	5,988	5,859	6,004

(支出)

施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

建設費用(千円)

合計	332,020
一般財源:	97,620
国県支出金:	0
起債:	234,400
その他:	0

H21利用度(利用者/対象者)

11.02 回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

8.8 %

大規模修繕:

H22~H27

改修:

H22~H27

空調改修 済 (H23)

トイレ改修 済 (H24)

1,543

施設設置の効果:

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。中央教育審議会の「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月閣議決定)では、「教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべき」と示されていることからもうかがえる。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

268

施設名:	浜田市立小国公民館	担当課:	教育	教育 金城分室
所在地:	浜田市金城町小国イ160番地1	管理形態:	直営	H21～
目的:	市民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H3

I 施設の基本的事項

事業内容:社会教育活動ならびに会議室の提供

施設区分:公民館その他社会福祉施設

施設内容:【構造・階】鉄筋 2階、【敷地面積】6,158.52㎡、【延床面積】1042.70㎡、【土地所有者】市
① 集会室(81.98㎡/1室室〃)② 小会議室(24.00㎡/1室)③ 図書室(36.00㎡/1室)④ 調理実習室(36.50㎡/1室)⑤ 事務室(48㎡/1室)⑥ 中会議室(72.00㎡/1室)⑦ 多目的ホール(162.00㎡/1室)

利用対象者:小国地区住民239人利用者H17:

料金体系等:～17時(4時間まで) 全館2,100円 多目的集会室、会議室、調理室 525円/室 調理実習台 525円/台利用者H18:
利用者H19:

施設職員(人)常勤0人嘱・パート:2人利用者H20:
(うち市職員)正規:0嘱:2臨:0パ:利用者H21:4,200

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円) 合計242,208 一般財源:0 国県支出金:77,828 起債:72,071 その他:92,309
利用料等	0	0	111	利用料等…施設利用者	H21利用度(利用者/対象者) 17.57回
指定管理料				指定管理料…浜田市	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 3.9%
市補助金				市補助金/委託金…浜田市	
市委託金			0	その他…国県等	
その他					
収入合計	0	0	111		
光熱水費	0	0	218	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	
委託費	0	0	155		
人件費	0	0	2,500		
その他	0	0	0		
支出合計	0	0	2,873		
大規模修繕: H22～H27			改修: H22～H27		
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。 中央教育審議会の「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月閣議決定)では、「教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべき」と示されていることからもうかがえる。
総合評価:	存続	人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。 今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立久佐公民館	担当課:	教育	教育 金城分室
所在地:	浜田市金城町久佐イ575番地7	管理形態:	直営	H~H
目的:	市民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H8

I 施設の基本的事項

事業内容:	社会教育活動ならびに会議室の提供			
施設区分:	公民館			
施設内容:	【構造・階】鉄骨造 平屋階、【敷地面積】4,439㎡、【延床面積】790.57㎡、【土地所有者】市 ①集会室(162.50㎡/1室室) ②会議室(51.30㎡/和室2室室) ③図書室(46.10㎡/1室室) ④研修室(61.20㎡/1室室) ⑤調理実習室(15.20㎡/1室室) ⑥健康相談室(13.30㎡) ⑦事務室・応接室(32.30㎡)			
利用対象者:	久佐地区住民	412	人	利用者H17:
料金体系等:	~17時(4時間まで) 全館 5,250円 多目的集会室 3,150円 和・洋会議室、調理室 525円/室 調理実習台 525円/台			利用者H18:
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 2 人			利用者H19: 5,910
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 2 臨: パ:			利用者H20: 5,418
				利用者H21: 5,462
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	234	254	135	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 261,826
指定管理料	0	0	0		一般財源: 60,326
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 0
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 201,500
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他:
収入合計	234	254	135	その他…国県等	
光熱水費	977	1,044	1,043	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)
委託費	814	814	814	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	13.26 回
人件費	2,500	2,500	2,500		
その他	0	0	0		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)
支出合計	4,291	4,358	4,357		3.1 %
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。中央教育審議会の「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月閣議決定)では、「教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべき」と示されていることからもうかがえる。
総合評価:	存続	人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立美又公民館	担当課:	教育	教育 金城分室
所在地:	浜田市金城町追原176番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	市民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H12

I 施設の基本的事項

事業内容:	社会教育活動ならびに会議室の提供			
施設区分:	公民館			
施設内容:	【構造・階】鉄骨造 平屋階、【敷地面積】2,373.41㎡、【延床面積】791.56㎡、【土地所有者】市 ①集会室(320.25㎡/1室) ②研修室(54.90㎡/和室2室) ③調理実習室(73.00㎡/1室) ④健康相談室(16.75㎡/1室) ⑤図書室(20.00㎡/1室) ⑥事務所兼応接室(37.50㎡) ⑦倉庫兼更衣室(6.25㎡) ⑧2階倉庫(45.50㎡)			
利用対象者:	美又地区住民	425	人	利用者H17:
料金体系等:	~17時(4時間まで) 全館 5,250円 多目的集会室 3,150円 その他の室 525円/室 調理実習台 525円/台			利用者H18:
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 2 人			利用者H19: 4,602
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 2 臨: パ:			利用者H20: 3,293
				利用者H21: 4,992
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	409	191	151	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 214,533
指定管理料	0	0	0		一般財源: 12,333
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 0
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 202,200
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	409	191	151	その他…国県等	
光熱水費	1,305	1,323	1,363	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)
委託費	1,391	1,391	1,391	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	11.75 回
人件費	2,500	2,500	2,500		
その他	0	0	0		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)
支出合計	5,196	5,214	5,254		2.9 %
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。中央教育審議会の「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月閣議決定)では、「教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべき」と示されていることからもうかがえる。
総合評価:	存続	人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立今市公民館	担当課:	教育	教育 旭分室
所在地:	浜田市旭町今市637番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	社会教育事業の拠点			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	S59

I 施設の基本的事項

事業内容:

・地域住民が気軽に集える交流の場とする。

・地域住民のニーズや地域課題に応じた学習機会を促進する。

・地域拠点として地域ネットワークを形成する。

施設区分:

公民館

保健センター

施設内容:

【構造・階】鉄骨・鉄筋併用造1階【敷地面積】929.76㎡【延床面積】507.74㎡【土地所有者】市

①事務室外(507.74㎡/6室)

利用対象者:

今市地区民

1,600

人

利用者H17:

利用者H18:

利用者H19:

0

利用者H20:

利用者H21:

料金体系等:

無

施設職員(人)

常勤

0

人

嘱・パート:

3

人

(うち市職員) 正規:

0

 嘱:

3

 臨: パ:

代替・類似施設の有無:

無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等			
指定管理料			
市補助金			
市委託金			
その他			
収入合計	0	0	0

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。

利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

建設費用(千円)

合計

0

一般財源:

国県支出金:

起債:

その他:

H21利用度(利用者/対象者)

回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

%

光熱水費			
委託費			
人件費	909	1,500	2,742
その他			2,334
支出合計	909	1,500	5,076

(支出)
施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

大規模修繕:

H22~H27

改修:

H22~H27

施設設置の効果:

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。

保健センターの事務室を間借りしている。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。

今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立木田公民館	担当課:	教育	教育 旭分室
所在地:	浜田市旭町木田219番地13	管理形態:	直営	H～H
目的:	社会教育事業の拠点			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	S48

I 施設の基本的事項

事業内容:

・地域住民が気軽に集える交流の場とする。

・地域住民のニーズや地域課題に応じた学習機会を促進する。

・地域拠点として地域ネットワークを形成する。

施設区分:

公民館

集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄骨造1階、【敷地面積】1,513.67㎡、【延床面積】362㎡、【土地所有者】市

①事務室(9.72㎡/1室〃)

利用対象者:

木田地区民

330 人

利用者H17:

料金体系等:

無

利用者H18:

利用者H19:

施設職員(人)

常勤 0 人 嘱・パート: 2 人

利用者H20:

(うち市職員) 正規: 0 嘱: 2 臨: パ:

利用者H21:

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)

利用料等

施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。

指定管理料

市補助金

0

利用料等…施設利用者

市委託金

指定管理料…浜田市

その他

市補助金/委託金…浜田市

収入合計

0

0

0

その他…国県等

光熱水費

(支出)

委託費

施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

人件費

909

1,500

1,500

その他

支出合計

909

1,500

1,500

建設費用(千円)

合計

24,495

一般財源:

8,495

国県支出金:

起債:

16,000

その他:

H21利用度(利用者/対象者)

回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

%

大規模修繕:H22～H27

改修:H22～H27

施設設置の効果

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。木田生活改善センターの事務室を間借りしている。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

245

複数計上:

施設名:	浜田市立和田公民館	担当課:	教育	教育 旭分室
所在地:	浜田市旭町重富914番地1	管理形態:	直営	H～H
目的:	社会教育事業の拠点			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	S50

I 施設の基本的事項

事業内容:

・地域住民が気軽に集える交流の場とする。
・地域住民のニーズや地域課題に応じた学習機会を促進する。
・地域拠点として地域ネットワークを形成する。

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】鉄骨1階、【敷地面積】983.87㎡、【延床面積】263.14㎡、【土地所有者】市・民間
①会議室71.30㎡②会議室27.50㎡③研修室36.00㎡④事務室21.60㎡

利用対象者:

和田地区民

580

人

料金体系等:

無

施設職員(人)

常勤

0

人

嘱・パート:

2

人
(うち市職員) 正規:

0

 嘱:

2

 臨: パ:

利用者H17:

利用者H18:

利用者H19:

利用者H20:

利用者H21:

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等	0	0	0
指定管理料	0	0	0
市補助金	0		0
市委託金	0	0	0
その他			
収入合計	0	0	0
光熱水費	0		
委託費			
人件費	909	1,500	1,500
その他			
支出合計	909	1,500	1,500

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

(支出)
施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

建設費用(千円)
合計

0

一般財源:
国県支出金:
起債:
その他:

H21利用度(利用者/対象者)

回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

0.0 %

大規模修繕:

H22～H27

改修:

H22～H27

施設設置の効果

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
市内に民間を含め、類似施設がない。
会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。
収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。
H26年度に現施設は解体予定であり、閉校となる和田小学校に移転する予定。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。
今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

複数計上:

施設名:	浜田市立都川公民館	担当課:	教育	教育 旭分室
所在地:	浜田市旭町都川889番地	管理形態:	直営	H～H
目的:	社会教育事業の拠点			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H7

I 施設の基本的事項

事業内容:

- ・地域住民が気軽に集える交流の場とする。
- ・地域住民のニーズや地域課題に応じた学習機会を促進する。
- ・地域拠点として地域ネットワークを形成する。

施設区分:

施設内容:

利用対象者: 人 利用者H17:

料金体系等: 利用者H18:

施設職員 (人) 常勤 人 嘱・パート: 人 利用者H19:

(うち市職員) 正規: 嘱: 臨: パ: 利用者H20:

代替・類似施設の有無

利用者H21:

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)
利用料等					合計 134,500
指定管理料					一般財源: 13,075
市補助金		0		利用料等…施設利用者	国県支出金: 64,425
市委託金			0	指定管理料…浜田市	起債: 57,000
その他				市補助金/委託金…浜田市	その他:
収入合計	0	0	0	その他…国県等	
光熱水費				(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者) 回
委託費					
人件費	909	1,500	1,500		H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) %
その他					
支出合計	909	1,500	1,500		
大規模修繕: H22～H27			改修: H22～H27		
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
		収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。 都川高齢者活動促進センターの事務室を間借りしている。
総合評価:	存続	人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。 今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立市木公民館	担当課:	教育	教育 旭分室
所在地:	浜田市旭町市木2919番地2	管理形態:	直営	H～H
目的:	社会教育事業の拠点			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	S47

I 施設の基本的事項

事業内容:

- ・地域住民が気軽に集える交流の場とする。
- ・地域住民のニーズや地域課題に応じた学習機会を促進する。
- ・地域拠点として地域ネットワークを形成する。

施設区分:

公民館

集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄骨造(一部木造)1階、【敷地面積】1,915.13㎡、【延床面積】394.4㎡、【土地所有者】市

①事務室(9.72㎡/1室”)

利用対象者:

市木地区民

380 人

利用者H17:

料金体系等:

無

利用者H18:

利用者H19:

施設職員(人)

常勤 0 人 嘱・パート: 2 人

利用者H20:

(うち市職員) 正規: 0 嘱: 2 臨: パ:

利用者H21:

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)

利用料等

0

施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか

指定管理料

市補助金

利用料等…施設利用者

市委託金

0

指定管理料…浜田市

その他

市補助金/委託金…浜田市

収入合計

0

0

0

その他…国県等

光熱水費

(支出)

委託費

施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

人件費

909

2,688

2,688

その他

0

支出合計

909

2,688

2,688

建設費用(千円)

合計

19,874

一般財源:

7,274

国県支出金:

5,000

起債:

7,600

その他:

0

H21利用度(利用者/対象者)

回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

%

大規模修繕:H22～H27

改修:H22～H27

施設設置の効果

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

公民館は、社会教育施設であり、人づくり、まちづくりを支援する上で、必要不可欠である。市木生活改善センターの事務室を間借りしている。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

327

複数計上:

(88)(327)

施設名:	浜田市立杵束公民館(老人憩いの家)	担当課:	教育	教育 弥栄分室
所在地:	浜田市弥栄町木都賀1528番地1	管理形態:	直営	H~H
目的:	社会教育の拠点			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	S48年度

I 施設の基本的事項

事業内容:				
施設区分:	公民館	老人憩いの家	図書館	
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上1階、【敷地面積】3,054㎡、床面積27.27㎡、【土地所有者】市 ①(㎡/室)②(㎡/室)③(㎡/室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)			
利用対象者:		0 人	利用者H17:	
料金体系等:			利用者H18:	
			利用者H19:	
施設職員(人)	常勤 0 人	嘱・パート: 3 人	利用者H20:	
	(うち市職員) 正規: 0	嘱: 3 臨: 0 パ: 0	利用者H21:	
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)	
利用料等				利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	0
指定管理料					一般財源:	
市補助金					国県支出金:	
市委託金					起債:	
その他					その他:	
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者)	回
光熱水費				(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	%
委託費						
人件費						
その他						
支出合計	0	0	0			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果						

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	地域の活性化を推進する機関として、また生涯学習推進の拠点として重要な施設であるため、存続が必要である。
総合評価:	存続	人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。 今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立安城公民館(弥栄会館)	担当課:	教育	教育 弥栄分室
所在地:	浜田市弥栄町長安本郷544番地1	管理形態:	直営	H〜H
目的:	社会教育の拠点			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	S58年度

I 施設の基本的事項

事業内容:

施設区分:

公民館

集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄筋コンクリート造地上1階、【敷地面積】2,562㎡、【延床面積】49.5㎡、【土地所有者】市

①(㎡/室)②(㎡/室)③(㎡/室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)

利用対象者:

0

人

利用者H17:

料金体系等:

利用者H18:

利用者H19:

利用者H20:

利用者H21:

施設職員(人)

常勤

0

人

嘱・パート:

2

人

(うち市職員)正規:

0

嘱:

2

臨:

パ:

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等			
指定管理料			
市補助金	0		
市委託金			
その他			
収入合計	0	0	0
光熱水費			
委託費			
人件費			
その他			
支出合計	0	0	0

(収入)

施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。

利用料等…施設利用者

指定管理料…浜田市

市補助金/委託金…浜田市

その他…国県等

(支出)

施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

建設費用(千円)

合計

0

一般財源:

国県支出金:

起債:

その他:

H21利用度(利用者/対象者)

回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

%

大規模修繕:

H22〜H27

改修:

H22〜H27

施設設置の効果

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

1

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

地域の活性化を推進する機関として、また生涯学習推進の拠点として重要な施設であるため、存続が必要である。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立三隅公民館	担当課:	教育	教育 三隅分室
所在地:	浜田市三隅町向野田581番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	社会教育の拠点			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H9

I 施設の基本的事項

事業内容:	講座の開設。討論会、講演会、講習会、展示会等の開催。体育・レクリエーション等に関する集会。			
施設区分:	公民館			
施設内容:	【構造・階】階、【敷地面積】10,884㎡、【延床面積】1,535.41㎡、【土地所有者】市 公民館施設477㎡、体育館715㎡、作業所102㎡			
利用対象者:	三隅地区住民	2,068	人	利用者H17: 12,238
料金体系等:	体育館9時~12時1,050円、13時~17時1,050円、18時~21時1,050円、超過料金525円/h			利用者H18: 11,651
				利用者H19: 16,065
施設職員(人)	常勤 0 人	嘱・パート: 3 人		利用者H20: 15,783
	(うち市職員) 正規: 0	嘱: 3 臨: 0 パ: 0		利用者H21: 11,666
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	133	183	154	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 157,529
指定管理料	0	0	0		一般財源: 35,869
市補助金	0	0	0	利用料等...施設利用者	国県支出金: 121,660
市委託金	0	0	0	指定管理料...浜田市	起債:
その他	0	0	0	市補助金/委託金...浜田市	その他: 0
収入合計	133	183	154	その他...国県等	
光熱水費	839	866	839	(支出)	H21利用度(利用者/対象者) 5.64 回
委託費	48	48	48	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計) 2.7 %
人件費	2,685	2,717	4,388		
その他	374	310	438		
支出合計	3,946	3,941	5,713		
大規模修繕: H22~H27			改修: H22~H27		
施設設置の効果	生涯学習の地域・人づくりの推進				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	生涯学習のまちづくりを実現させるため地域づくり、人づくりを担う地区の拠点施設。また、学校支援の拠点、災害時の避難所等地域に密着した多目的機能を持つ施設。
総合評価:	存続	人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

282

施設名:	浜田市立三保公民館	担当課:	教育	教育 三隅分室
所在地:	浜田市三隅町湊浦120番地	管理形態:	直営	H～H
目的:	社会教育の拠点			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H10

I 施設の基本的事項

事業内容:

講座の開設。討論会、講演会、講習会、展示会等の開催。体育・レクリエーション等に関する集会。

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】鉄骨造・瓦・1階、【敷地面積】7,716㎡、【延床面積】1,910㎡、【土地所有者】市
公民館施設625㎡、体育館471㎡、作業場・倉庫(旧小学校校舎)814㎡

利用対象者:

三保地区住民

1,859 人

利用者H17:

11,714

料金体系等:

無料

利用者H18:

12,532

利用者H19:

13,835

施設職員(人)

常勤 0 人 嘱・パート: 3 人
(うち市職員) 正規: 0 嘱: 3 臨: 0 パ: 0

利用者H20:

11,846

利用者H21:

12,337

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

建設費用(千円)

合計

189,493

一般財源:

6,023

国県支出金:

183,470

起債:

0

その他:

H21利用度(利用者/対象者)

6.64 回

H21受益者負担率
(利用料等/支出合計)

1.7 %

大規模修繕:
H22～H27

改修:
H22～H27

施設設置の効果

生涯学習の地域・人づくりの推進

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1 施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

1 市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

1 利用者が増加している。

1 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

生涯学習のまちづくりを実現させるため地域づくり、人づくりを担う地区の拠点施設。また、学校支援の拠点、災害時の避難所等地域に密着した多目的機能を持つ施設。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。
今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

283

施設名:	浜田市立岡見公民館	担当課:	教育	教育 三隅分室
所在地:	浜田市三隅町岡見516番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	社会教育の拠点			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H1

I 施設の基本的事項

事業内容:

講座の開設。討論会、講演会、講習会、展示会等の開催。体育・レクリエーション等に関する集会。

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】鉄骨造・瓦・1階、【敷地面積】1,360㎡、【延床面積】694㎡、【土地所有者】市
公民館施設466㎡、多目的施設(別棟)207㎡、倉庫21㎡

利用対象者:

岡見地区住民

1,356人

利用者H17:

14,691

料金体系等:

無料

利用者H18:

16,678

利用者H19:

18,635

利用者H20:

18,928

利用者H21:

16,092

施設職員(人)

常勤

0人

嘱・パート:

3人

(うち市職員)正規:

0人

嘱:

3人

臨:

人

パ:

人

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

建設費用(千円)

合計

86,693

一般財源:

3,493

国県支出金:

20,000

起債:

63,200

その他:

0

H21利用度(利用者/対象者)

11.87回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

2.0%

大規模修繕:
H22~H27

改修:
H22~H27

施設設置の効果

生涯学習の地域・人づくりの推進

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

1

市内に民間を含め、類似施設がない。会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:利用者が増加している。

1

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

生涯学習のまちづくりを実現させるため地域づくり、人づくりを担う地区の拠点施設。また、学校支援の拠点、災害時の避難所等地域に密着した多目的機能を持つ施設。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立井野公民館	担当課:	教育	教育 三隅分室
所在地:	浜田市三隅町井野へ1816番地2	管理形態:	直営	H~H
目的:	社会教育の拠点			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	新築S3改築1H15

I 施設の基本的事項

事業内容:

講座の開設。討論会、講演会、講習会、展示会等の開催。体育・レクリエーション等に関する集会。

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】階、【敷地面積】27,657㎡、【延床面積】1,414㎡、【土地所有者】市
公民館施設901㎡、体育館456㎡、屋外便所(別棟)25㎡、倉庫20㎡、タンク庫12㎡

利用対象者:

井野地区住民

919 人

利用者H17:

5,214

料金体系等:

無料

利用者H18:

6,097

利用者H19:

4,976

利用者H20:

5,129

利用者H21:

6,871

施設職員(人)

常勤 0 人 嘱・パート: 3 人
(うち市職員) 正規: 0 嘱: 3 臨: 0 パ: 0

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	25	20	13	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 63,955
指定管理料	0	0	0		一般財源: 2,155
市補助金	0	0	0		国県支出金: 17,500
市委託金	0	0	0		起債: 44,300
その他	0	0	0		その他: 0
収入合計	25	20	13		H21利用度(利用者/対象者) 7.48 回
光熱水費	780	821	809	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 0.2 %
委託費	444	444	444		
人件費	2,685	2,717	4,533		
その他	443	343	544		
支出合計	4,352	4,325	6,330		
大規模修繕: H22~H27			改修: H22~H27		
施設設置の効果	生涯学習の地域・人づくりの推進				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1 施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

1 市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

1 利用者が増加している。

1 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

生涯学習のまちづくりを実現させるため地域づくり、人づくりを担う地区の拠点施設。また、学校支援の拠点、災害時の避難所等地域に密着した多目的機能を持つ施設。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市立黒沢公民館	担当課:	教育	教育 三隅分室
所在地:	浜田市三隅町下古和1518番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	社会教育の拠点づくり			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	S31

I 施設の基本的事項

事業内容:

講座の開設。討論会、講演会、講習会、展示会等の開催。体育・レクリエーション等に関する集会。

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】木造一部鉄骨造・瓦・1階、【敷地面積】9,398㎡、【延床面積】1,074.55㎡、【土地所有者】市
公民館施設674㎡、体育館384㎡、屋外付属棟(旧プール)92㎡、倉庫17㎡

利用対象者:

黒沢・矢原地区住民

351

人

料金体系等:

無料

施設職員(人)

常勤0人 嘱・パート:3人

(うち市職員) 正規:0 嘱:3 臨:0 パ:0

代替・類似施設の有無

利用者H17:1,579
利用者H18:3,070
利用者H19:2,473
利用者H20:4,608
利用者H21:5,196

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	27	31	32		合計119,697
指定管理料	0	0	0		一般財源:897
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金:0
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債:118,800
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他:0
収入合計	27	31	32	その他…国県等	
光熱水費	565	604	603	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者) 14.80回
委託費	47	47	47		H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 0.6%
人件費	2,653	2,703	4,356		
その他	451	684	218		
支出合計	3,716	4,038	5,224		

大規模修繕:

H22~H27

改修:

H22~H27

施設設置の効果:

生涯学習の地域・人づくりの推進

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	生涯学習のまちづくりを実現させるため地域づくり、人づくりを担う地区の拠点施設。また、学校支援の拠点、災害時の避難所等地域に密着した多目的機能を持つ施設。
総合評価:	存続	人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

286

施設名:	浜田市立白砂公民館	担当課:	教育	教育 三隅分室
所在地:	浜田市三隅町折居883番地	管理形態:	直営	H～H
目的:	社会教育の拠点			
設置条例:	浜田市立公民館条例	社会教育法第20条	建築年度:	H10

I 施設の基本的事項

事業内容:

講座の開設。討論会、講演会、講習会、展示会等の開催。体育・レクリエーション等に関する集会。

施設区分:

公民館

施設内容:

【構造・階】鉄骨造・瓦、1階、【敷地面積】2,703㎡、【延床面積】562㎡、【土地所有者】市
公民館施設522㎡、便所(旧小学校便所)16㎡、倉庫24㎡

利用対象者:

折居・東平原地区

328

人

料金体系等:

無料

施設職員(人)

常勤 0 人 嘱・パート: 3 人
(うち市職員) 正規: 0 嘱: 3 臨: パ:

代替・類似施設の有無

利用者H17: 3,715
利用者H18: 3,784
利用者H19: 3,916
利用者H20: 3,624
利用者H21: 5,475

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等	16	26	28
指定管理料	0	0	0
市補助金	0	0	0
市委託金	0	0	0
その他	0	0	0
収入合計	16	26	28

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

光熱水費	658	659	670
委託費	199	199	199
人件費	2,685	2,703	4,680
その他	359	337	381
支出合計	3,901	3,898	5,930

(支出)
施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

建設費用(千円)

合計 144,960
一般財源: 24,090
国県支出金: 120,870
起債: 0
その他:

H21利用度(利用者/対象者)

16.69 回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

0.5 %

大規模修繕:

H22～H27

改修:

H22～H27

施設設置の効果

生涯学習の地域・人づくりの推進

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1 施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
1 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
1 市内に民間を含め、類似施設がない。
会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

1 利用者が増加している。
1 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
1 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

生涯学習のまちづくりを実現させるため地域づくり、人づくりを担う地区の拠点施設。また、学校支援の拠点、災害時の避難所等地域に密着した多目的機能を持つ施設。

総合評価:

存続

人づくり、まちづくりには必要な社会教育施設であるため存続とする。
今後は、他の公民館との統廃合を含めて、全市的に検討する必要がある。

施設名:	浜田市瀬戸見文化センター	担当課:	総務	人権同和教育啓発センター
所在地:	浜田市瀬戸見町18番地	管理形態:	その他	H8～H21
目的:	生活文化と社会福祉の増進			
設置条例:	瀬戸見文化センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H8

I 施設の基本的事項

事業内容:	研修会、講座、町内会、子ども会など			
施設区分:	集会施設			
施設内容:	【構造・階】木造階、【敷地面積】298.72㎡、【延床面積】97.00㎡、【土地所有者】市・民間 ①研修室(97.00㎡/1室〃)			
利用対象者:	瀬戸見町及び近隣地区住民	191	人	利用者H17: 1,453
料金体系等:	無料			利用者H18: 1,381
				利用者H19: 1,066
施設職員(人)	常勤 0 人	嘱・パート: 0 人		利用者H20: 947
	(うち市職員) 正規: 0	嘱: 0 臨: 0	パ: 0	利用者H21: 1,302
代替・類似施設の有無	無			

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 45,151
指定管理料	0	0	0		一般財源: 15,050
市補助金	0	0	0		国県支出金: 30,101
市委託金	0	0	0		起債: 0
その他	0	0	0		その他: 0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者) 6.82 回
光熱水費	193	196	189	(支出)	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 0.0 %
委託費	60	60	60	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	
人件費	0	0	0		
その他	0	0	0		
支出合計	253	256	249		
大規模修繕: H22～H27	予定無	0	改修: H22～H27	予定無	0
施設設置の効果	地域の生活文化・社会福祉の増進に寄与した				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	施設の設置目的が建築以来ずっと地域住民の要請に合致している。 研修会・講座・町内行事など地域住民はもとより市内の住民の利用者が多い。 引き続き重要な施設であると考え、存続を要望する。
総合評価:	存続	地域の文化センターとしての機能が発揮されており、市民の利用が多いため、存続とする。 ただし、受益者が地元に限定されているようなら譲渡の検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

212

施設名:	緑ヶ丘生活相談室	担当課:	建設	建築住宅課
所在地:	浜田市長沢町486-2	管理形態:	指定管理者(指名)	H21~H23
目的:	共同施設			
設置条例:	浜田市営住宅条例	公営住宅法	建築年度:	平成8年度

I 施設の基本的事項

事業内容:

市営住宅・県営住宅の入居者が使用。
施設管理は指定管理者、運営は入居者が行っている。

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄筋コンクリート造地上1階階、【敷地面積】12,643.00㎡、【延床面積】151.20㎡、【土地所有者】市
①集会室(75.6㎡/1室)②相談室(13㎡/1室)

利用対象者:

市営住宅・県営住宅入居者(市営174人)

174人

利用者H17:

174

料金体系等:

利用者H18:

174

利用者H19:

174

施設職員(人)

常勤

0人

嘱・パート:

0人

利用者H20:

174

(うち市職員)正規:

0

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

利用者H21:

174

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

建設費用(千円)

合計

38,820

一般財源:

38,820

国県支出金:

0

起債:

0

その他:

0

H21利用度(利用者/対象者)

1.00回

H21受益者負担率
(利用料等/支出合計)

#Num!%

大規模修繕:
H22~H27

改修:
H22~H27

施設設置の効果

入居者等の集会の場となっている。

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

市営・県営入居者に使用されており、なくてはならない施設なので今後も引き続き管理する必要がある。

総合評価:

存続

公営住宅に併設され、入居者にとっては必要な施設であるため存続とする。
今後の運営のあり方については、黒川集会所と併せて検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

214

複数計上:

施設名:	黒川集会所	担当課:	建設	建築住宅課
所在地:	浜田市黒川町3734-1	管理形態:	指定管理者(指名)	H21~H23
目的:	地区施設			
設置条例:	浜田市営住宅条例	住宅地区改良法	建築年度:	S54年度

I 施設の基本的事項

事業内容:

市営住宅の入居者や、地域の住民が使用。
施設管理は指定管理者、運営は入居者及び地域住民が行っている。

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄骨造地上1階、【敷地面積】327.63㎡、【延床面積】100.00㎡、【土地所有者】市
①集会室(80㎡/1室)

利用対象者:

市営住宅入居者、地域住民

177人

利用者H17:

177

料金体系等:

利用者H18:

177

利用者H19:

177

施設職員(人)

常勤

0人

嘱・パート:

0人

利用者H20:

177

(うち市職員)正規:

0

嘱:

臨:

パ:

利用者H21:

177

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

建設費用(千円)

合計

8,000

一般財源:

8,000

国県支出金:

0

起債:

0

その他:

0

H21利用度(利用者/対象者)

1.00回

H21受益者負担率
(利用料等/支出合計)

#Num!%

大規模修繕:
H22~H27

改修:
H22~H27

施設設置の効果

入居者等の集会の場となっている。

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

入居者以外にも近隣地区の住民も共同で使用されており、なくてはならない施設なので今後も引き続き管理する必要がある。

総合評価:

存続

公営住宅に併設され、入居者にとっては必要な施設であるため存続とする。
施設も老朽化しているため、今後の運営のあり方については、他施設での代用も視野に入れた検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

304

複数計上:

(304)(308)

施設名:	サンマリン浜田	担当課:	教育	文化振興課
所在地:	浜田市原井町3050番地9	管理形態:	指定管理者(公募)	H21~H23
目的:	スポーツ振興、文化向上			
設置条例:	サンマリン浜田条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S63

I 施設の基本的事項

事業内容:

施設を、市内外の利用者に対してスポーツ活動、展示会(物販含む)、研修会、会議、健診等の会場として貸し出し。

施設区分:

集会施設

体育館

施設内容:

【構造・階】鉄筋コンクリート造 平屋建、【敷地面積】3,361.00㎡、【延床面積】1,359.40㎡、【土地所有者】市

①体育館(540㎡、ステージ66㎡) ②研修室A・B(123㎡/2室) ③研修室C(54㎡/1室) ④和室(58㎡/2室)⑤小会議室(22㎡/1室)

利用対象者:

市民及び市内外の企業・団体

60,180

人

料金体系等:

(時間区分)9~12=①,13~17=②,18~22=③【体育館】①3,000②3,700③4,500、9~17;6,000、9~22;10,500【研修室A・C】①1,200②1,500③1,800【その他】①700②1,100③1,300

利用者H17:

49,988

施設職員(人)

常勤

1

人 嘱・パート:

2

人

利用者H18:

45,914

(うち市職員)正規:

0

 嘱:

0

 臨:

0

 パ:

0

利用者H19:

45,867

利用者H20:

47,104

利用者H21:

48,097

代替・類似施設の有無

ふれあいジムかなぎ、旭公園市民体育館、弥栄会館、三隅中央会館

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等	6,399	6,370	6,294
指定管理料	10,056	14,890	4,800
市補助金	0	0	0
市委託金	0	0	0
その他	0	0	0
収入合計	16,455	21,260	11,094
光熱水費	2,074	2,291	1,880
委託費	1,425	1,481	1,505
人件費	10,640	15,403	6,005
その他	2,310	2,271	2,029
支出合計	16,449	21,446	11,419

(収入)

施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか

利用料等…施設利用者

指定管理料…浜田市

市補助金/委託金…浜田市

その他…国県等

(支出)

施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

建設費用(千円)

合計	105
一般財源:	105
国県支出金:	0
起債:	0
その他:	0

H21利用度(利用者/対象者)

0.80 回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

55.1 %

大規模修繕:

H22~H27

-

0

改修:

H22~H27

-

0

施設設置の効果

利用件数の増

利用人数の増

H17:1,728件 → H21:2,238件 30%増

H17:49,988人 → H21:48,097人 4%減

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

1

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

・市民の芸術文化活動(書・絵画・茶道・華道・石見神楽等)の発表の場、スポーツ活動の場、各種研修会・健診会場等として、幅広く利用されている。

・利用者数はここ数年安定し、利用件数は増加しているものの稼働率は更に向上させる余地がある。

・平成21年度から指定管理者を公募選定したことにより、市の財政負担が相当額軽減された。

総合評価:

存続

施設は有効活用されており、多くの市民の利用が見込めるため存続。

今後も公募による指定管理者により、稼働率の向上及び経費節減を期待する。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

211

複数計上:

施設名:	日脚集会所	担当課:	建設	建築住宅課
所在地:	浜田市日脚町1378	管理形態:	指定管理者(指名)	H21～H23
目的:	共同施設			
設置条例:	浜田市営住宅条例	公営住宅法	建築年度:	平成4年度

I 施設の基本的事項

事業内容:

市営住宅の入居者や、地域の住民が使用。
施設管理は指定管理者、運営は入居者が行っている。

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】木造地上1階、【敷地面積】432.54㎡、【延床面積】69.95㎡、【土地所有者】市
①集会室(37.27㎡/2室〃)

利用対象者:

市営住宅入居者、地域住民

47

人

利用者H17:

47

料金体系等:

利用者H18:

47

利用者H19:

47

施設職員(人)

常勤

0

人

嘱・パート:

0

人

利用者H20:

47

(うち市職員)正規:

0

嘱:

臨:

パ:

利用者H21:

47

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等	0	0	0
指定管理料	0	0	0
市補助金	0	0	0
市委託金	0	0	0
その他	0	0	0
収入合計	0	0	0
光熱水費	0	0	0
委託費	0	0	0
人件費	0	0	0
その他	0	0	0
支出合計	0	0	0

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

(支出)
施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

建設費用(千円)

合計	12,600
一般財源:	12,600
国県支出金:	0
起債:	0
その他:	0

H21利用度(利用者/対象者)
1.00 回

H21受益者負担率
(利用料等/支出合計)
#Num! %

大規模修繕:

H22～H27

改修:

H22～H27

施設設置の効果

入居者等の集会の場となっている。

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
市内に民間を含め、類似施設がない。
会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

1

利用者が増加している。
収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

入居者以外にも近隣地区の住民も共同で使用されており、なくてはならない施設なので今後も引き続き管理する必要がある。

総合評価:

存続

公営住宅に併設され、入居者にとっては必要な施設であるため存続とする。
限られた入居者に限定された集会所が必要かどうか整理が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

291

複数計上:

施設名:	浜田市日脚和泉集会所	担当課:	教育	人権同和教育啓発センター
所在地:	浜田市日脚町218番地	管理形態:	その他	S55~H21
目的:	人権同和教育の推進、地域文化の向上及び社会福祉の増進を図るため			
設置条例:	日脚和泉集会所条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S55

I 施設の基本的事項

事業内容:

研修会、講座、会議、相談

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】階、【敷地面積】681.00㎡、【延床面積】153.00㎡、【土地所有者】市・民間
①研修室(49.50㎡/1室)②研修室(39.60㎡/1室)③集会室(15.00㎡/1室)

利用対象者:

日脚町及び近隣地区住民(利用者数不明)

1,995

人

利用者H17:

料金体系等:

無料

利用者H18:

利用者H19:

施設職員(人)

常勤

0

人

嘱・パート:

0

人

利用者H20:

0

(うち市職員)正規:

0

嘱:

臨:

パ:

利用者H21:

0

代替・類似施設の有無:

無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等			
指定管理料			
市補助金			
市委託金	0	0	0
その他			
収入合計	0	0	0
光熱水費	191	201	198
委託費	400	400	400
人件費			
その他			
支出合計	591	601	598

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。

利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

(支出)
施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

建設費用(千円)
合計

33,265

一般財源:

11,088

国県支出金:

22,177

起債:

0

その他:

H21利用度(利用者/対象者)

0.00

回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

%

大規模修繕:

H22~H27

予定無

改修:

H22~H27

予定無

施設設置の効果:

地域の生活文化・社会福祉の増進に寄与した

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	施設の設置目的が建築以来ずっと地域住民の要請に合致している。研修会・諸会議・町内行事などで広く利用されており、地域住民はもとより市内の住民・教職員なども研修に参加している。引き続き重要な施設であると考え、存続を要望する。
総合評価:	存続	地域住民の生活、福祉に貢献している施設のため存続とするが、施設も老朽化し、受益者が限定されている施設なので、譲渡若しくは廃止の検討も必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

6

施設名:	松羽地区コミュニティー防災センター	担当課:	総務	安全安心推進課
所在地:	浜田市内村町1102番地	管理形態:	その他	H~H
目的:	地域における防災活動及び福祉の向上を図る ※建設費用不明			
設置条例:	コミュニティー防災センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H10

I 施設の基本的事項

事業内容: 地域における防災活動及び福祉の向上を図る

施設区分: 集会施設

施設内容: 【構造・階】木造1階、【敷地面積】566.70㎡、【延床面積】180.00㎡(うち消防団車庫50㎡)、【土地所有者】市・民間
①玄関・ホール・トイレ(30㎡) ②集会ホール(60㎡) ③和室(20㎡) ④調理室(20㎡) ⑤消防団車庫(50㎡)

利用対象者: 地元住民(利用者数不明) 93 人

料金体系等: 無料

施設職員(人) 常勤 0 人 嘱・パート: 0 人
(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0

代替・類似施設の有無

利用者H17:

利用者H18:

利用者H19:

利用者H20:

利用者H21:

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0		合計 0
指定管理料	0	0	0		一般財源: 0
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 0
市委託金	70	70	70	指定管理料…浜田市	起債: 0
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	70	70	70	その他…国県等	
光熱水費	50	50	50	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者) 回
委託費	0	0	0		
人件費	0	0	0		H21受益者負担率(利用料等/支出合計) 0.0 %
その他	20	20	20		
支出合計	70	70	70		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果	地域における防災活動及び福祉の向上を図り、災害時には防災				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	地域における防災活動及び福祉の向上を図り、災害時の防災基地とするため存続 現在、消防本部から年間委託料(維持管理として)として地元へ7万円支出
総合評価:	存続	地域の防災活動、災害時の防災基地となる施設のため存続とする。 今後は施設の有効活用及び防災機能のさらなる充実が必要。

施設名:	下府コミュニティー防災センター	担当課:	総務	安全安心推進課
所在地:	浜田市下府町785番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	地域における防災活動及び福祉の向上を図る ※建設費用不明			
設置条例:	コミュニティー防災センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H10

I 施設の基本的事項

事業内容:	地域における防災活動及び福祉の向上を図る			
施設区分:	集会施設			
施設内容:	【構造・階】木造1階、【敷地面積】7,188.88㎡、【延床面積】200㎡、【土地所有者】市 ①事務室 ②集会所 ③倉庫 ④トイレ ⑤水防倉庫			
利用対象者:	住民	60,000	人	利用者H17: 100
料金体系等:	無料			利用者H18: 50
				利用者H19: 40
施設職員(人)	常勤 0 人	嘱・パート: 0 人		利用者H20: 20
	(うち市職員) 正規: 0	嘱: 0 臨: 0	パ: 0	利用者H21: 60
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0		合計 0
指定管理料	0	0	0		一般財源: 0
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 0
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 0
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	0	0	0	その他…国県等	
光熱水費	32	32	32	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者) 0.00 回
委託費	0	0	0		H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 0.0 %
人件費	0	0	0		
その他	0	0	0		
支出合計	32	32	32		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果	地域における防災活動及び福祉の向上を図り、災害時には防災				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:		施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	地域における防災活動及び福祉の向上を図り、災害時の防災基地とするため存続
総合評価:	存続	地域の防災活動、災害時の防災基地となる施設のため存続とする。 今後は施設の有効活用及び防災機能のさらなる充実が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

213

施設名:	下府集会所	担当課:	建設	建築住宅課
所在地:	浜田市下府町1006-2	管理形態:	指定管理者(指名)	H21~H23
目的:	共同施設			
設置条例:	浜田市営住宅条例	公営住宅法	建築年度:	S51年度

I 施設の基本的事項

事業内容:

市営住宅の入居者や、地域の住民が使用。
施設管理は指定管理者、運営は入居者が行っている。

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】コンクリートブロック造地上1階、【敷地面積】10,164.46㎡、【延床面積】51.06㎡、【土地所有者】市
①集会室(39.5㎡/1室)

利用対象者:

市営住宅入居者、地域住民

122

人

利用者H17:

122

料金体系等:

利用者H18:

122

利用者H19:

122

利用者H20:

122

利用者H21:

122

施設職員(人)

常勤

0

人

嘱・パート:

0

人

(うち市職員)正規:

0

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

建設費用(千円)

合計

4,200

一般財源:

4,200

国県支出金:

0

起債:

0

その他:

0

H21利用度(利用者/対象者)

1.00 回

H21受益者負担率
(利用料等/支出合計)

#Num! %

大規模修繕:
H22~H27

改修:
H22~H27

施設設置の効果

入居者等の集会の場となっている。

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
市内に民間を含め、類似施設がない。
会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

1

利用者が増加している。
収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

入居者以外にも近隣地区の住民も共同で使用されており、なくてはならない施設なので今後も引き続き管理する必要がある。

総合評価:

存続

公営住宅に併設され、入居者にとっては必要な施設であるため存続とする。
施設も老朽化しているため、今後の運営のあり方については、他施設での代用も視野に入れた検討が必要。

施設名:	金城多目的研修集会施設	担当課:	産業経済	金城産業課
所在地:	浜田市金城町今福105番地2	管理形態:	直営	H〜H
目的:	農業者等の技術の研修、各種集会、健康増進施設として利用を図り、もって連帯意識の高揚及び農業の振興に資する			
設置条例:	多目的研修集会施設条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S62

I 施設の基本的事項

事業内容:	公民館活動拠点および地域住民等の集会			
施設区分:	集会施設	公民館		
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート 2階、【敷地面積】2321.74㎡、【延床面積】1,319.27㎡、【土地所有者】市 健康相談室(29㎡)、第2研修室兼農業者生活習慣病予防食実習室(81㎡)、生活実習室(80㎡)、農産加工実習室(81㎡)、第1研修室(28㎡)、営農指導室(82㎡)、第3研修室(24㎡)、多目的研修ホール(265㎡)、事務室(22㎡)			
利用対象者:	今福地区住民	594	人	利用者H17:
料金体系等:	条例参照のこと			利用者H18:
				利用者H19:
施設職員(人)	常勤	0	人	利用者H20:
	嘱・パート:	2	人	利用者H21:
	(うち市職員) 正規:	0	嘱:	2 臨:
			パ:	
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)
利用料等		464	372		合計
指定管理料		0			一般財源:
市補助金				利用料等…施設利用者	国県支出金:
市委託金				指定管理料…浜田市	起債:
その他				市補助金/委託金…浜田市	その他:
収入合計	0	464	372	その他…国県等	
光熱水費				(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者)
委託費					14.56 回
人件費					H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) #Div/0! %
その他					
支出合計	0	0	0		
大規模修繕: H22〜H27				改修: H22〜H27	
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	公民館との複合施設であり、住民の活動拠点として幅広い利用のある重要な施設となっている。
総合評価:	存続	地域の中心施設で、公民館との複合施設として住民活動の拠点に利用されているため存続とする。 今後は、目的に沿った利用促進を図るとともに、近隣の類似施設との統合も検討すべき。

施設名:	金城山村開発センターみどりかいかん	担当課:	総務	金城自治振興課
所在地:	浜田市金城町下来原171番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	産業の開発を促進し、住民の生活、文化及び福祉の向上を図るため			
設置条例:	山村開発センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S52

I 施設の基本的事項

事業内容:	・庁舎会議室 ・公民館活動 ・図書館			
施設区分:	集会施設	図書館	公民館	
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造2階、【敷地面積】874.94㎡、【延床面積】1387.51㎡、【土地所有者】市 ①大集会室(312.00㎡/1室)②その他の室(419.00㎡/9室)③図書室(159.00㎡/1室)			
利用対象者:	公務、市民団体	4,800	人	利用者H17: 10,851
料金体系等:	全館 5,250円/4h、大集会室 3,150円/4h、その他の室 1室につき 1,050円/4h			利用者H18: 10,752
				利用者H19: 10,562
施設職員(人)	常勤 0	人	嘱・パート: 2	人
	うち市職員) 正規: 0		嘱: 2	臨: パ:
代替・類似施設の有無	なし			
				利用者H20: 10,151
				利用者H21: 10,882

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	101	169	92	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 210,830
指定管理料	0	0	0		一般財源: 13,350
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 87,980
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 104,700
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 4,800
収入合計	101	169	92	その他…国県等	
光熱水費	1,747	1,950	1,697	(支出)	H21利用度(利用者/対象者) 2.27 回
委託費	2,411	2,411	2,411	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計) 2.1 %
人件費	224	224	224		
その他	0	0	0		
支出合計	4,382	4,585	4,332		
大規模修繕: H22~H27	エレベーター設置 トイレ改修		46,276	改修: H22~H27	
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	・支所会議室、公民館、図書館の複合施設であり、住民の活動拠点として幅広い利用がある。 ・本来、収益を目的とした施設の性質ではない。
総合評価:	存続	立地も良く住民活動の拠点として幅広く利用される複合施設として必要な施設なため存続。 ただし、老朽化し、支出も多額なため、支所との統合も検討すべき。

施設名:	かたらいの家	担当課:	産業経済	金城産業課
所在地:	浜田市金城町上来原456番地3	管理形態:	その他	H1～
目的:	高齢者等による地域資源等を活用した特産品の開発、販売に資するとともに、農山村地域の活性化と農林業の振興に資する			
設置条例:	ふるさと生活創作館条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H1

I 施設の基本的事項

事業内容:	地域住民による交流の拠点 市各種検診を開催 各種団体等による交流会、研修会の開催			
施設区分:	集会施設			
施設内容:	【構造・階】木造地上1階階、【敷地面積】1,279.00㎡、【延床面積】248.75㎡、【土地所有者】市・民間 ①創作室学習室(136.79㎡/4室)②金城の味伝承室(28.98㎡/1室)			
利用対象者:	一般市民	4,800 人	利用者H17:	1,400
料金体系等:	高齢者創作室(木工)・高齢者創作室(竹細工)・和紙創作室・高齢者学習室 基本料金 525円/4時間まで 金城味伝承室 基本料金1,050円/4時間まで		利用者H18:	800
			利用者H19:	2,100
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 0 人		利用者H20:	1,400
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ:		利用者H21:	1,700
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	192	158	89	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 41,042
指定管理料	0	0	0		一般財源: 7,962
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 11,480
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 21,600
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他:
収入合計	192	158	89	その他…国県等	
光熱水費	260	252	220	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)
委託費	191	199	199	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	0.35 回
人件費	0	0	0		
その他	36	36	149		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)
支出合計	487	487	568		15.7 %
大規模修繕: H22～H27		0	改修: H22～H27		
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	譲渡	地域住民の交流、情報提供の場であり、また、市及び各種団体の活動等を行うため、必要な施設である。地元自治会との折り合いがつけば譲渡可能。
総合評価:	譲渡	地元自治会に利用が限定された施設であるため、地元住民の理解を得て、譲渡するべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

127

施設名:	地域材利用促進交流館	担当課:	産業経済	金城産業課
所在地:	浜田市金城町下来原232番地77	管理形態:	指定管理者(指名)	H21～H23
目的:	住民が地域のシンボリック木造公共施設を交流及び研修の活用場として活用することにより、木の良さを再認識し、地域材を利用した木造建築の促進と地域材の需要拡大を図る			
設置条例:	地域材利用促進交流館条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H13

I 施設の基本的事項

事業内容:

・地元町内会の集会施設としての利用
・市主催の会議等での利用

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】木造地上1階階、【敷地面積】678.63㎡、【延床面積】229㎡、【土地所有者】市
①集会室(101.53㎡/1室)②談話室(41.03㎡/1室)③調理実習室(21.54㎡/1室)④和室(15.52㎡/1室)

利用対象者:

誰でも利用可能

4,300

人

利用者H17:

1,231

料金体系等:

全館(300円/時間)、集会室(200円/時間)、談話室、調理実習室、和室(それぞれ100円/時間)

利用者H18:

1,620

利用者H19:

1,639

施設職員(人)

常勤

0

人

嘱・パート:

1

人

利用者H20:

1,799

(うち市職員)正規:

0

嘱:

臨:

パ:

利用者H21:

2,167

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等	13	6	6
指定管理料	0	0	0
市補助金	0	0	0
市委託金	0	0	0
その他	0	0	0
収入合計	13	6	6
光熱水費	208	262	237
委託費	0	0	0
人件費	0	0	0
その他	0	0	0
支出合計	208	262	237

(収入)

施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。

利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

(支出)

施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

建設費用(千円)

合計

59,590

一般財源:

29,795

国県支出金:

29,795

起債:

0

その他:

0

H21利用度(利用者/対象者)

0.50 回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

2.5 %

大規模修繕:

H22～H27

—

0

改修:

H22～H27

天井、排煙装置の修繕

234

施設設置の効果

地域木材のPR
地域住民の集会施設としての利用

施設利用者が毎年度増加している。

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

1

市内に民間を含め、類似施設がない。

1

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

1

利用者が増加している。

1

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

指定管理者により管理。主に地元町内会の活動拠点として重要な施設となっている。

総合評価:

存続

地元住民の集会施設として利用されているため存続。ただし、指定管理者を公募するなど管理運営には努力が必要。

51

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

128

施設名:	下来原林業協業活動センター	担当課:	産業経済	金城産業課
所在地:	浜田市金城町下来原166番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	林業者等の生活、教育文化及び福祉の向上、地域活動の推進を図る			
設置条例:	下来原林業協業活動センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S55

I 施設の基本的事項

事業内容:

・近隣町内会の常会での利用
・各種習い事での利用

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】木造地上1階、【敷地面積】854.84㎡、【延床面積】150.00㎡、【土地所有者】民間
①研修会議室(70㎡/室)②実技訓練室(18㎡/室)③休養室(20㎡/室)

利用対象者:

市民団体

4,800

人

利用者H17:

585

料金体系等:

①AM8:30からPM5:00までの間の使用:1,050円/4h、超過料金:210円/1h
②AM8:30まで、及びPM5:00以降の使用:1,575円/4h、超過料金:420円/1h

利用者H18:

526

利用者H19:

598

施設職員(人)

常勤

0

人

嘱・パート:

2

人

利用者H20:

534

(うち市職員)正規:

0

嘱:

臨:

パ:

利用者H21:

342

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等	44	59	53
指定管理料	0	0	0
市補助金	0	0	0
市委託金	0	0	0
その他	0	0	0
収入合計	44	59	53
光熱水費	58	60	61
委託費	236	236	236
人件費	0	0	0
その他	40	40	40
支出合計	334	336	337

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

(支出)
施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

建設費用(千円)

合計

16,874

一般財源:

1,350

国県支出金:

10,124

起債:

0

その他:

5,400

H21利用度(利用者/対象者)

0.07 回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

15.7 %

大規模修繕:

H22~H27

—

改修:

H22~H27

雲城地区集落排水供用開始に伴う公共耕接統及び宅内配管工事

3,384

施設設置の効果

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

1

市内に民間を含め、類似施設がない。

1

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

1

利用者が増加している。

1

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

譲渡

地元町内会への無償譲渡が不調に終わり、新たな候補者と協議中。

総合評価:

廃止

施設も老朽化し、ほとんど利用されていない施設で。集会所としての代替施設は他にもあり、譲渡先もないため廃止とする。

施設名:	旭山村開発センター旭センター	担当課:	総務	旭自治振興課
所在地:	浜田市旭町今市633番地1	管理形態:	直営	H~H
目的:	市民の研修・集会の場、文化・交流の拠点施設とし地域活動の促進と連携を深めるため			
設置条例:	山村開発センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S46

I 施設の基本的事項

事業内容:	講演会、各種会議、公民館活動、自治会活動等に会場の貸出し									
施設区分:	集会施設		図書館		その他社会福祉施設					
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造2階、【敷地面積】2,870.08㎡、【延床面積】2,221.00㎡、【土地所有者】市									
	①大ホール(576.00㎡/1室)②中ホール(180.00㎡/1室)③青年研修室(54.00㎡/1室)④調理室(54.00㎡/1室)⑤休養室(163.00㎡/1室)									
利用対象者:	市民及び事業者等				63,000		人	利用者H17:	18,472	
料金体系等:	浜田市山村開発センター条例に定める使用料(大ホール550円～1,840円/1時間、中ホール430円～1,430円/1時間、青年研修室90円～310円/1時間ほか6室)							利用者H18:	14,691	
								利用者H19:	15,647	
施設職員(人)	常勤		0		人		嘱・パート:		2人	
	(うち市職員)		正規:		0		嘱:		1	
							臨:		0	
							パ:		1	
代替・類似施設の有無										

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	661	890	608	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 135,313
指定管理料	0	0	0		一般財源: 44,489
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 40,224
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 50,600
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	661	890	608	その他…国県等	
光熱水費	1,907	1,843	1,731	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)
委託費	662	693	646	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	0.25 回
人件費	2,181	2,245	2,259		
その他	1,316	1,442	993		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)
支出合計	6,066	6,223	5,629		10.8 %
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	0
施設設置の効果	地域活動の活性化				利用者数は横ばいだが、休日以外ほぼ毎日の利用がある。各種大会や講演会から、サークル活動まで、規模の大小を問わず利用できる施設となっている。

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	文化ホール・図書館機能を持った地域の拠点複合施設であり、市民からは現在規模を有する公共施設の需要は多い。設置の目的からも今後も存続が必要である。
総合評価:	存続	施設の機能として、周辺住民の拠点となっているため存続とする。 ただし、施設も老朽化しているため、他の施設に機能が分散できる見通しが立てば廃止を検討すること。その際、全市的な集会所のあり方について検討が必要。

施設名:	坂本構造改善センター	担当課:	企画財政	旭自治振興課
所在地:	浜田市旭町坂本17番地1	管理形態:	その他	H6~H
目的:	地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る。			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H6

I 施設の基本的事項

事業内容:	自治会及び各種団体の集会・サークル活動等に利用													
施設区分:	集会施設													
施設内容:	【構造・階】鉄骨造地上1階、【敷地面積】1,620.00㎡、【延床面積】296.00㎡、【土地所有者】市													
	①集会室(85.00㎡/1室)②研修室(60.00㎡/2室)③調理室(35.00㎡/1室)													
利用対象者:	地域住民				103		人		利用者H17:	0				
料金体系等:	1室1時間当たり300円、冠婚葬祭(2日で35,000円) 自治会、坂本の各種団体、住民福祉向上に係るもの、浜田市が開催する説明会は無料								利用者H18:	0				
施設職員 (人)	常勤		0		人		嘱・パート:		0		人			
	(うち市職員) 正規:								0		嘱:		0	
	臨:		0		パ:		0		利用者H19:		1,058			
									利用者H20:		1,067			
									利用者H21:		1,116			
代替・類似 施設の有無														

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	202	250	223	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 70,000
指定管理料	0	0	0		一般財源: 0
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 35,000
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 35,000
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	202	250	223	その他…国県等	
光熱水費	93	106	113	(支出)	H21利用度(利用者/対象者) 10.83 回
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 100.0 %
人件費	0	0	0		
その他	109	144	110		
支出合計	202	250	223		
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27	トイレ改修(H23) 浄化槽改修(H23)	2,499
施設設置の効果	地域活動の活性化、行政と地域の連帯感の醸成、地域の環境改善				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	設置以来、地域振興等を目的に地元自治会に管理委託をしている。 地域活動の拠点として重要な施設となっている。 大規模修繕以外の経費については全て地域が負担しているため、利用料については地域が必要に応じて徴収している。
総合評価:	存続	地元が管理し、地域活動の拠点となっているため存続とする。 ただし、施設が老朽化し、再投資が必要な場合は公民館等との譲渡・統合も検討。その際、全市的な集会所のあり方について検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

30

複数計上:

施設名:	丸原センター	担当課:	企画財政	旭自治振興課
所在地:	浜田市旭町丸原910番地1	管理形態:	その他	H14~H
目的:	地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る。			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H14

I 施設の基本的事項

事業内容:

自治会及び各種団体の集会・サークル活動等に利用

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄骨造地上1階、【敷地面積】3,218.83㎡、【延床面積】498.93㎡、【土地所有者】市
①集会室(192.56㎡/1室)②事務室(25.00㎡/1室)③研修室(47.25㎡/2室)④調理実習室(46.98㎡/1室)⑤OA室(25.00㎡/1室)

利用対象者:

地域住民

802人

利用者H17:

0

料金体系等:

冠婚葬祭(2日間)春:40,000円、夏:42,000円、冬:41,000円
その他の使用は無料

利用者H18:

0

利用者H19:

2,246

施設職員(人):

常勤

0人

嘱・パート:

0人

利用者H20:

2,649

(うち市職員)正規:

0

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

利用者H21:

1,753

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

利用料等	423	421	477
指定管理料	0	0	0
市補助金	0	0	0
市委託金	0	0	0
その他	0	0	0
収入合計	423	421	477

建設費用(千円)

合計

148,623

一般財源:

8,575

国県支出金:

71,448

起債:

68,600

その他:

0

H21利用度(利用者/対象者)

2.19回

H21受益者負担率
(利用料等/支出合計)

100.0%

光熱水費	299	304	353		
委託費	0	0	0		
人件費	0	0	0		
その他	124	117	124		
支出合計	423	421	477		
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27	外壁補修	1,260
施設設置の効果	地域活動の活性化、行政と地域の連帯感の醸成、地域の環境改善				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。市内に民間を含め、類似施設がない。会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:利用者が増加している。収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

設置以来、地域振興等を目的に地元自治会に管理委託をしている。

地域活動の拠点として重要な施設となっている。

大規模修繕以外の経費については全て地域が負担しているため、利用料については地域が必要に応じて徴収している。

総合評価:

存続

地元が管理し、地域活動の拠点となっているため存続とする。

ただし、施設が老朽化し、再投資が必要な場合は公民館等との譲渡・統合も検討。その際、全市的な集会所のあり方について検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

20

複数計上:

施設名:	木田生活改善センター	担当課:	企画財政	旭自治振興課
所在地:	浜田市旭町木田219番地2	管理形態:	その他	S48~H
目的:	地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る。			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S48

I 施設の基本的事項

事業内容:

自治会及び各種団体の集会・サークル活動等に利用

施設区分:

集会施設

公民館

施設内容:

【構造・階】鉄骨造地上1階、【敷地面積】1,513.67㎡、【延床面積】362.00㎡、【土地所有者】市・民間

①集会室(141.56㎡/1室)②会議室(31.04㎡/2室)③事務室(9.72㎡/1室)④調理講習室(49.20㎡/1室)

利用対象者:

地域住民

381

人

利用者H17:

0

料金体系等:

地域以外の使用1回500円、冠婚葬祭(1日/18,000円)

地域の各種団体は無料

利用者H18:

0

利用者H19:

1,893

施設職員(人):

常勤

0

人

嘱・パート:

0

人

利用者H20:

2,122

(うち市職員)正規:

0

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

利用者H21:

1,889

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	270	298	278	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計	24,495
指定管理料	0	0	0		一般財源:	8,495
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金:	0
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債:	16,000
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他:	0
収入合計	270	298	278	その他…国県等	H21利用度(利用者/対象者)	4.96 回
光熱水費	95	113	104	(支出)	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	100.0 %
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。		
人件費	0	0	0			
その他	175	185	174			
支出合計	270	298	278			

大規模修繕:

H22~H27

0

改修:

H22~H27

トイレ改修(H23)

浄化槽改修(H23)

4,383

施設設置の効果:

地域活動の活性化、行政と地域の連帯感の醸成、地域の環境改善

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	設置以来、地域振興等を目的に地元自治会に管理委託をしている。 地域活動の拠点として重要な施設となっている。 大規模修繕以外の経費については全て地域が負担しているため、利用料については地域が必要に応じて徴収している。
総合評価:	存続	地元が管理し、地域活動の拠点となっているため存続とする。 ただし、再投資が必要な場合は公民館等との譲渡・統合も検討。その際、全市的な集会所のあり方について検討が必要。

施設名:	山ノ内生活改善センター	担当課:	企画財政	旭自治振興課
所在地:	浜田市旭町山ノ内755番地	管理形態:	その他	S52~H
目的:	地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る。			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S52

I 施設の基本的事項

事業内容:	行政区及び各種団体の集会・サークル活動等に利用											
施設区分:	集会施設											
施設内容:	【構造・階】木造地上1階、【敷地面積】754.66㎡、【延床面積】184.00㎡、【土地所有者】市											
	①集会室(48.00㎡/1室)②研修室(27.16㎡/2室)③事務室(9.00㎡/1室)④調理講習室(26.00㎡/1室)											
利用対象者:	地域住民				38		人	利用者H17:	0			
料金体系等:	1回使用につき500円、冠婚葬祭(1回/20,000円) 山ノ内行政区、木田自治会及び地元各種団体については無料							利用者H18:	0			
								利用者H19:	250			
施設職員 (人)	常勤		0		人		嘱・パート:		0 人			
	(うち市職員)		正規:		0		嘱:		0 臨:			
							パ:		0			
								利用者H20:	250			
								利用者H21:	250			
代替・類似 施設の有無												

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	148	148	152	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	20,000
指定管理料	0	0	0		一般財源:	10,000
市補助金	0	0	0		国県支出金:	10,000
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	148	148	152		H21利用度(利用者/対象者) 6.58 回	
光熱水費	42	41	41	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 100.0 %	
委託費	0	0	0			
人件費	0	0	0			
その他	106	107	111			
支出合計	148	148	152			
大規模修繕: H22~H27			0	改修: H22~H27	トイレ改修(H24) 浄化槽改修(H24)	4,158
施設設置 の効果	地域活動の活性化、行政と地域の連帯感の醸成、地域の環境改善					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	設置以来、地域振興等を目的に地元行政区に管理委託をしている。 地域活動の拠点として重要な施設となっている。 大規模修繕以外の経費については全て地域が負担しているため、利用料については地域が必要に応じて徴収している。
総合評価:	存続	地域活動の中心施設担っていることから、存続とする。 ただし、近年改修が行われた施設であるため、地元への譲渡も検討するべき。 また、その際、全市的な集会所のあり方について検討が必要。

施設名:	山ノ内農作業管理休養施設旭豊館	担当課:	産業経済	旭産業課
所在地:	浜田市旭町山ノ内917番地	管理形態:	その他	
目的:	地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H3

I 施設の基本的事項

事業内容:	農作業管理休養施設			
施設区分:	集会施設			
施設内容:	【構造・階】鉄骨造平屋階、【敷地面積】1,432.00㎡、【延床面積】240.5㎡、【土地所有者】市 ①事務室(20.00㎡/1室)②休養室(40.00㎡/1室)③作業会議室(37.00㎡/1室)④作業室(65.00㎡/1室)⑤便所(18.00㎡/1室)			
利用対象者:	梨農家	5	人	利用者H17: 1,530
料金体系等:				利用者H18: 1,530
				利用者H19: 1,530
施設職員(人)	常勤 0 人	嘱・パート: 0 人		利用者H20: 1,530
	(うち市職員) 正規: 0	嘱: 臨: パ:		利用者H21: 1,530
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 33,860
指定管理料	0	0	0		一般財源: 0
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 13,544
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 20,316
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	0	0	0	その他…国県等	
光熱水費	30	30	30	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)
委託費	56	56	56	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	306.00 回
人件費	0	0	0		
その他	0	0	0		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)
支出合計	86	86	86		0.0 %
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果	農作業の効率化に寄与				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:		施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(利用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	譲渡	今後協議予定
総合評価:	譲渡	利用が一部の者に限られており、公的に管理するのは望ましくないのため、譲渡するべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

100

複数計上:

施設名:

山ノ内農作業管理休養施設旭豊2号館

担当課:

産業経済旭産業課

所在地:

浜田市旭町山ノ内2363番地

管理形態:

その他H~H

目的:

地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る

設置条例:

地域集会施設等条例

自治法第244条の2第1項

建築年度:

H5

I 施設の基本的事項

事業内容:

農作業管理休養施設

施設区分:

集会施設集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄骨造平屋建、【敷地面積】1,900.00㎡、【延床面積】168.00㎡、【土地所有者】市
①休養室1(30.62㎡/1室)②休養室2(49.00㎡/1室)③更衣室(8.55㎡/2室)④倉庫(7.50㎡/1室)⑤便所(14.72㎡/1室)

利用対象者:

梨農家

8

人

利用者H17:

2,430

料金体系等:

利用者H18:

2,430

利用者H19:

2,430

施設職員(人) 常勤

0

人 嘱・パート:

0

人

利用者H20:

2,430

(うち市職員) 正規:

0

人 嘱: 臨: パ:

利用者H21:

2,430

代替・類似施設の有無:

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19H20H21

(収入)

施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか

建設費用(千円)

合計

44,000

一般財源:

0

国県支出金:

17,600

起債:

26,400

その他:

0

H21利用度(利用者/対象者)

303.75回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

0.0%

利用料等

0

指定管理料

0

市補助金

0

市委託金

0

その他

0

収入合計

0

光熱水費

30

委託費

56

人件費

0

その他

0

支出合計

86

(支出)

施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

利用料等…施設利用者

指定管理料…浜田市

市補助金/委託金…浜田市

その他…国県等

大規模修繕:

H22~H27

改修:

H22~H27

施設設置の効果:

農作業の効率化に寄与

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

1

市内に民間を含め、類似施設がない。

1

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(利用料等)が設定されている。

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

譲渡

今後協議予定

総合評価:

譲渡

利用が一部の者に限られており、公的に管理するのは望ましくないのため、譲渡するべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

17

施設名:

戸川生活改善センター

担当課:

企画財政

旭自治振興課

所在地:

浜田市旭町本郷1213番地1

管理形態:

その他

S43~H

目的:

地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る。

設置条例:

地域集会施設等条例

自治法第244条の2第1項

建築年度:

S43

I 施設の基本的事項

事業内容:

自治会及び各種団体の集会・サークル活動等に利用

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】木造(一部鉄骨)地上1階、【敷地面積】667.23㎡、【延床面積】180.94㎡、【土地所有者】民間
①集会室(66.52㎡/1室)②小会議室(36.44㎡/3室)③調理室(31.47㎡/1室)

利用対象者:

地域住民

64人

利用者H17:

0

料金体系等:

冠婚葬祭(1回/23,000円) その他(無料)

利用者H18:

0

利用者H19:

615

施設職員(人)

常勤 0人 嘱・パート: 0人

利用者H20:

1,055

(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0

利用者H21:

905

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)

施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか

建設費用(千円)

合計

12,569

一般財源:

8,135

国県支出金:

934

起債:

3,500

その他:

0

利用料等

303

387

444

指定管理料

0

0

0

市補助金

0

0

0

市委託金

0

0

0

その他

0

0

0

収入合計

303

387

444

光熱水費

109

179

240

委託費

0

0

0

人件費

0

0

0

その他

194

208

204

支出合計

303

387

444

(支出)

施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

H21利用度(利用者/対象者)

14.14回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

100.0%

大規模修繕:

H22~H27

0

改修:

H22~H27

屋根塗装(H22)

1,386

施設設置の効果

地域活動の活性化、行政と地域の連帯感の醸成、地域の環境改善

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

1

市内に民間を含め、類似施設がない。

1

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

1

利用者が増加している。

1

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(利用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

設置以来、地域振興等を目的に地元自治会に管理委託をしている。

地域活動の拠点として重要な施設となっている。

大規模修繕以外の経費については全て地域が負担しているため、利用料については地域が必要に応じて徴収している。

総合評価:

存続

地域の住民が利用する施設であり、施設的には必要なため存続。

ただし、老朽化が進んでおり、再投資が必要な場合は、地元への譲渡も検討すべき。その際、全市的な集会所のあり方について検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

18

施設名:	本郷生活改善センター	担当課:	企画財政	旭自治振興課
所在地:	浜田市旭町本郷801番地	管理形態:	その他	S46~H
目的:	地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る。			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S46

I 施設の基本的事項

事業内容:

自治会及び各種団体の集会・サークル活動等に利用

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄骨造地上2階、【敷地面積】1,018.00㎡、【延床面積】331.24㎡、【土地所有者】民間
①集会室(132.86㎡/1室)②会議室(45.5㎡/2室)③休憩室(28.98㎡/2室)④調理室(28.98㎡/1室)

利用対象者:

地域住民

250

人

利用者H17:

0

料金体系等:

全館4時間で2,000円、1室4時間で1,000円、冠婚葬祭(1日10,000円)
地区活性化及び生活改善に関する会議、浜田市及び地域内の各種団体の使用は無料

利用者H18:

0

利用者H19:

3,532

施設職員
(人)

常勤

0

人

嘱・パート:

0

人

利用者H20:

3,249

(うち市職員)正規:

0

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

利用者H21:

4,130

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

建設費用(千円)

合計

12,631

一般財源:

2,231

国県支出金:

2,000

起債:

8,400

その他:

0

H21利用度(利用者/対象者)

16.52 回

H21受益者負担率
(利用料等/支出合計)

100.0 %

大規模修繕:
H22~H27

0

改修:
H22~H27

下水道接続工事(H22)

4,209

施設設置の効果

地域活動の活性化、行政と地域の連帯感の醸成、地域の環境改善

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。市内に民間を含め、類似施設がない。会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:利用者が増加している。収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(利用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

設置以来、地域振興等を目的に地元自治会に管理委託をしている。地域活動の拠点として重要な施設となっている。大規模修繕以外の経費については全て地域が負担しているため、利用料については地域が必要に応じて徴収している。

総合評価:

存続

地域の住民が利用する施設であり、施設的には必要なため存続。ただし、大規模修繕等が必要な場合は、地元への譲渡も検討すべき。その際、全市的な集会所のあり方について検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

21

施設名:	重富生活改善センター	担当課:	企画財政	旭自治振興課
所在地:	浜田市旭町重富235番地1	管理形態:	その他	S52~H
目的:	地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る。			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S52

I 施設の基本的事項

事業内容:

自治会及び各種団体の集会・サークル活動等に利用

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄骨造地上1階、【敷地面積】672.48㎡、【延床面積】286.25㎡、【土地所有者】市
①集会室(60.00㎡/1室)②会議室(48.00㎡/3室)③休憩室(28.00㎡/2室)④事務室(15.00㎡/1室)⑤調理実習室(24.00㎡/1室)

利用対象者:

地域住民

139人

利用者H17:

0

料金体系等:

4~10月期1日800円、11~3月期1日1,200円、冠婚葬祭(2日で30,000円)
地域内の住民または各種団体が使用する場合は無料

利用者H18:

0

利用者H19:

3,220

施設職員(人):

常勤

0人

嘱・パート:

0人

利用者H20:

3,620

(うち市職員)正規:

0

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

利用者H21:

3,648

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

建設費用(千円)

合計

25,500

一般財源:

2,100

国県支出金:

0

起債:

23,400

その他:

0

H21利用度(利用者/対象者)

26.24回

H21受益者負担率
(利用料等/支出合計)

100.0%

大規模修繕:
H22~H27

0

改修:
H22~H27

下水道接続工事、屋根塗装(H22)
屋根葺き替え(H25)

13,591

施設設置の効果

地域活動の活性化、行政と地域の連帯感の醸成、地域の環境改善

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。市内に民間を含め、類似施設がない。会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:利用者が増加している。収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

設置以来、地域振興等を目的に地元自治会に管理委託をしている。地域活動の拠点として重要な施設となっている。大規模修繕以外の経費については全て地域が負担しているため、利用料については地域が必要に応じて徴収している。

総合評価:

存続

地域の住民が利用する施設であり、施設的には必要なため存続。ただし、大規模修繕等が必要な場合は、地元への譲渡も検討すべき。その際、全市的な集会所のあり方について検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

23

施設名:	和田生活改善センター	担当課:	企画財政	旭自治振興課
所在地:	浜田市旭町和田444番地	管理形態:	その他	S53~H
目的:	地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る。			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S53

I 施設の基本的事項

事業内容:

自治会及び各種団体の集会・サークル活動等に利用

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄骨造地上1階、【敷地面積】1,395.20㎡、【延床面積】300.00㎡、【土地所有者】市
①集会室(80.00㎡/1室)②小会議室(48.00㎡/3室)③研修室(32.00㎡/2室)④事務室(12.00㎡/1室)⑤調理実習室(50.00㎡/1室)

利用対象者:

地域住民

200

人

利用者H17:

0

料金体系等:

冠婚葬祭(2日間で40,000円)
地元各種団体については無料、地元以外は事前協議

利用者H18:

0

利用者H19:

800

施設職員(人):

常勤

0

人

嘱・パート:

0

人

利用者H20:

700

(うち市職員)正規:

0

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

利用者H21:

1,022

代替・類似施設の有無:

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

H19

H20

H21

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

建設費用(千円)

合計

29,840

一般財源:

4,540

国県支出金:

0

起債:

25,300

その他:

0

H21利用度(利用者/対象者)

5.11 回

H21受益者負担率
(利用料等/支出合計)

100.0 %

大規模修繕:
H22~H27

0

改修:
H22~H27

下水道接続工事(H22)、周辺舗装(H23)、屋根葺き替え(H25)

13,571

施設設置の効果

地域活動の活性化、行政と地域の連帯感の醸成、地域の環境改善

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。市内に民間を含め、類似施設がない。会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:利用者が増加している。収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

設置以来、地域振興等を目的に地元自治会に管理委託をしている。地域活動の拠点として重要な施設となっている。大規模修繕以外の経費については全て地域が負担しているため、利用料については地域が必要に応じて徴収している。

総合評価:

存続

地域の住民が利用する施設であり、施設的には必要なため存続。ただし、大規模修繕等が必要な場合は、地元への譲渡も検討すべき。その際、全市的な集会所のあり方について検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

24

施設名:	西都川集会所	担当課:	企画財政	旭自治振興課
所在地:	浜田市旭町都川1079番地4	管理形態:	その他	S54~H
目的:	地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る。			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S54

I 施設の基本的事項

事業内容:

行政区及び各種団体の集会・サークル活動等に利用

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄骨造(一部木造)地上1階、【敷地面積】317.00㎡、【延床面積】126.57㎡、【土地所有者】民間
①集会室(34.50㎡/1室)②会議室(23.00㎡/1室)③調理実習室(19.00㎡/1室)④事務室(11.40㎡/1室)

利用対象者:

地域住民

71

人

利用者H17:

0

料金体系等:

4~9月期1日2,000円、10~3月期1日2,500円、冠婚葬祭(1日10,000円)
営利目的1日2,000円~5,000円

利用者H18:

0

利用者H19:

140

施設職員(人):

常勤

0

人

嘱・パート:

0

人

利用者H20:

140

(うち市職員)正規:

0

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

利用者H21:

170

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	70	81	104	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計	23,191
指定管理料	0	0	0		一般財源:	5,978
市補助金	0	0	0	利用料等...施設利用者	国県支出金:	11,213
市委託金	0	0	0	指定管理料...浜田市	起債:	6,000
その他	0	0	0	市補助金/委託金...浜田市	その他:	0
収入合計	70	81	104	その他...国県等	H21利用度(利用者/対象者)	2.39 回
光熱水費	35	43	53	(支出)	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	100.0 %
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。		
人件費	0	0	0			
その他	35	38	51			
支出合計	70	81	104			

大規模修繕: H22~H27

施設改修(H26)

14,114

改修: H22~H27

0

施設設置の効果

地域活動の活性化、行政と地域の連帯感の醸成、地域の環境改善

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	譲渡	施設改修後、地元自治会へ譲渡予定。
総合評価:	譲渡	地元自治会に利用が限定された施設であり、地元へ無償譲渡を検討すべき。その際、全市的な集会所のあり方について検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

26

施設名:	東都川集会所	担当課:	企画財政	旭自治振興課
所在地:	浜田市旭町都川653番地1	管理形態:	その他	S58~H
目的:	地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る。			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S58

I 施設の基本的事項

事業内容:

行政区及び各種団体の集会・サークル活動等に利用

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄骨造地上1階、【敷地面積】419.71㎡、【延床面積】106.50㎡、【土地所有者】市
①集会室(24.00㎡/1室)②会議室(24.00㎡/1室)③調理実習室(18.00㎡/1室)④事務室(11.40㎡/1室)

利用対象者:

地域住民

51

人

利用者H17:

0

料金体系等:

基本的にすべて無料

利用者H18:

0

利用者H19:

250

施設職員(人):

常勤

0

人

嘱・パート:

0

人

利用者H20:

250

(うち市職員)正規:

0

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

利用者H21:

250

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等	51	49	63
指定管理料	0	0	0
市補助金	0	0	0
市委託金	0	0	0
その他	0	0	0
収入合計	51	49	63

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

建設費用(千円)	
合計	19,190
一般財源:	744
国県支出金:	12,446
起債:	6,000
その他:	0

H21利用度(利用者/対象者)
4.90 回

H21受益者負担率
(利用料等/支出合計)
100.0 %

光熱水費	36	35	33
委託費	0	0	0
人件費	0	0	0
その他	15	14	30
支出合計	51	49	63

(支出)
施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

大規模修繕:

H22~H27

施設改修(H26)

11,874

改修:

H22~H27

0

施設設置の効果:

地域活動の活性化、行政と地域の連帯感の醸成、地域の環境改善

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。市内に民間を含め、類似施設がない。会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:利用者が増加している。収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

譲渡

施設改修後、地元自治会へ譲渡予定。

総合評価:

譲渡

地元自治会に利用が限定された施設であり、地元へ無償譲渡を検討すべき。その際、全市的な集会所のあり方について検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

29

複数計上:

(29)(246)

施設名:	都川高齢者活動促進センター	担当課:	企画財政	旭自治振興課
所在地:	浜田市旭町都川889番地	管理形態:	その他	H7～H
目的:	地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る。			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H7

I 施設の基本的事項

事業内容:

自治会及び各種団体の集会・サークル活動等に利用

施設区分:

集会施設

公民館

施設内容:

【構造・階】鉄骨造地上1階、【敷地面積】2,116.00㎡、【延床面積】491.82㎡、【土地所有者】市

①交流室(154.75㎡/1室)②研修室(60.13㎡/3室)③事務室(28.68㎡/1室)④調理実習室(54.42㎡/1室)⑤介護実習室(23.84㎡/2室)

利用対象者:

地域住民

314

人

利用者H17:

0

料金体系等:

交流室・研修室1,500円～2,500円、調理室1,500円以上、実習室1,500円(5人まで)

冠婚葬祭(2日で40,000円)、地域の各種団体は無料

利用者H18:

0

施設職員(人):

常勤

0

人

嘱・パート:

0

人

利用者H19:

4,185

(うち市職員)正規:

0

嘱:

0

臨:

0

パ:

0

利用者H20:

4,172

代替・類似施設の有無:

利用者H21:

3,719

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21	(収入)
利用料等	701	728	611	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
指定管理料	0	0	0	
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市
収入合計	701	728	611	その他…国県等

建設費用(千円)

合計

134,500

一般財源:

13,075

国県支出金:

64,425

起債:

57,000

その他:

0

	H19	H20	H21	(支出)
光熱水費	373	361	386	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。
委託費	0	0	0	
人件費	0	0	0	
その他	328	367	225	
支出合計	701	728	611	

H21利用度(利用者/対象者)

11.84 回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

100.0 %

大規模修繕:

H22～H27

0

改修:

H22～H27

屋根改修

2,152

施設設置の効果:

地域活動の活性化、行政と地域の連帯感の醸成、地域の環境改善

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。効率性:利用者が増加している。

1

一次評価:

存続

設置以来、地域振興等を目的に地元自治会に管理委託をしている。

地域活動の拠点として重要な施設となっている。

大規模修繕以外の経費については全て地域が負担しているため、利用料については地域が必要に応じて徴収している。

総合評価:

存続

利用規模が大きく、地域活動の中心施設となっているため存続。

ただし、施設の有効利用について考えるとともに、全市的な集会所のあり方について検討が必要。

施設名:	市木生活改善センター	担当課:	企画財政	旭自治振興課
所在地:	浜田市旭町市木2919番地2	管理形態:	その他	S47~H
目的:	地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る。			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S47

I 施設の基本的事項

事業内容:	自治会及び各種団体の集会・サークル活動等に利用									
施設区分:	集会施設		公民館							
施設内容:	【構造・階】鉄骨造(一部木造)地上1階、【敷地面積】1,915.13㎡、【延床面積】394.40㎡、【土地所有者】市 ①集会室(150.00㎡/1室)②会議室(34.71㎡/2室)③事務室(9.72㎡/1室)④調理講習室(49.20㎡/1室) ⑤休憩室(32.40㎡/2室)									
利用対象者:	地域住民				392		人	利用者H17:	0	
料金体系等:	全館4時間で3,000円、1室4時間で1,000円、冠婚葬祭(1回/30,000円) 地区の運営及び生活改善に関する会議、浜田市及び地域内の各種団体の使用は無料							利用者H18:	0	
施設職員 (人)	常勤	0		人	嘱・パート:	0		人	利用者H19:	4,200
	(うち市職員) 正規:				0	嘱:	0	臨:	0	パ:
代替・類似 施設の有無										

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	296	324	329	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 19,874
指定管理料	0	0	0		一般財源: 7,274
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 5,000
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 7,600
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	296	324	329	その他…国県等	
光熱水費	140	157	140	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	10.97 回
人件費	0	0	0		
その他	156	167	189		H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)
支出合計	296	324	329		100.0 %
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27	調理室等床改修(H23)	2,181
施設設置の効果	地域活動の活性化、行政と地域の連帯感の醸成、地域の環境改善				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	設置以来、地域振興等を目的に地元自治会に管理委託をしている。 地域活動の拠点として重要な施設となっている。 大規模修繕以外の経費については全て地域が負担しているため、利用料については地域が必要に応じて徴収している。
総合評価:	存続	利用規模が大きく、地域活動の中心施設となっているため存続。 ただし、施設の有効利用の促進について考えるとともに、今後は地元への譲渡、統合も視野に全市的な集会所のあり方について検討が必要。

施設名:	来尾集会所	担当課:	企画財政	旭自治振興課
所在地:	浜田市旭町来尾564番地4	管理形態:	その他	S54~H
目的:	地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る。			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S54

I 施設の基本的事項

事業内容:	行政区及び各種団体の集会・サークル活動等に利用															
施設区分:	集会施設															
施設内容:	【構造・階】鉄骨造(一部木造)地上1階、【敷地面積】603.74㎡、【延床面積】153.50㎡、【土地所有者】市 ①集会室(47.50㎡/1室)②研修室(30.82㎡/2室)③調理室(19.00㎡/室)④事務室(11.40㎡/1室)⑤会議室(19.36㎡/1室)															
利用対象者:	地域住民					56		人	利用者H17:	0						
料金体系等:	各戸から管理費として2,000円徴収、使用頻度の高い行政区又は団体から個別徴収 冠婚葬祭(1回/15,000円)								利用者H18:	0						
施設職員 (人)	常勤		0		人		嘱・パート:		0		人	利用者H19:	1,833			
	(うち市職員)		正規:		0		嘱:		0		臨:	0	パ:	0	利用者H20:	1,538
													利用者H21:	1,582		
代替・類似 施設の有無																

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)		
利用料等	144	161	141	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	合計	18,723	
指定管理料	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	一般財源:	2,721	
市補助金	0	0	0		国県支出金:	10,402	
市委託金	0	0	0		起債:	5,600	
その他	0	0	0		その他:	0	
収入合計	144	161	141				
光熱水費	86	97	86	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)		
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	28.25 回		
人件費	0	0	0		H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)		
その他	58	64	55		100.0 %		
支出合計	144	161	141				
大規模修繕: H22～H27				0	改修: H22～H27	トイレ改修(H24) 浄化槽改修(H24)	5,124
施設設置 の効果	地域活動の活性化、行政と地域の連帯感の醸成、地域の環境改善						

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	設置以来、地域振興等を目的に地元行政区に管理委託をしている。 地域活動の拠点として重要な施設となっている。 大規模修繕以外の経費については全て地域が負担しているため、利用料については地域が必要に応じて徴収している。
総合評価:	存続	利用規模が大きく、地域活動の中心、高齢者のよりどころとなっている施設であるため存続とする。 ただし、施設の有効利用の促進について考えるとともに、今後は地元への譲渡、統合も視野に全市的な集会所のあり方について検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

27

複数計上:

施設名:	多目的研修集会施設越木集会所	担当課:	企画財政	旭自治振興課
所在地:	浜田市旭町市木3844番地3	管理形態:	その他	S59~H
目的:	地域住民の生活、教育文化及び福祉の向上並びに地域活動及び交流活動を推進し、地域の振興を図る。			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S59

I 施設の基本的事項

事業内容:行政区及び各種団体の集会・サークル活動等に利用

施設区分:集会施設

施設内容:【構造・階】鉄骨造地上1階、【敷地面積】406.56㎡、【延床面積】170.00㎡、【土地所有者】市
①集会室(102.00㎡/1室)②研修室(31.78㎡/2室)③調理実習室(27.00㎡/1室)

利用対象者:地域住民99人利用者H17:0

料金体系:全館4時間で1,000又は1,500円、1室4時間で500円、冠婚葬祭(1回/30,000円)
営利目的は半日2,500円、暖房燃料費は実費、各種団体は使用料の半額を徴収できる利用者H18:0
利用者H19:737

施設職員(人)常勤0人嘱・パート:0人利用者H20:557
(うち市職員)正規:0嘱:0臨:0パ:0利用者H21:1,326

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	131	143	152	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計29,370
指定管理料	0	0	0		一般財源:385
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金:14,685
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債:14,300
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他:0
収入合計	131	143	152	その他…国県等	
光熱水費	62	67	74	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	13.39回
人件費	0	0	0		
その他	69	76	78		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)
支出合計	131	143	152		100.0%
大規模修繕:H22~H27		0	改修:H22~H27		
施設設置の効果	地域活動の活性化、行政と地域の連帯感の醸成、地域の環境改善				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	設置以来、地域振興等を目的に地元行政区に管理委託をしている。 地域活動の拠点として重要な施設となっている。 大規模修繕以外の経費については全て地域が負担しているため、利用料については地域が必要に応じて徴収している。
総合評価:	存続	地域活動の拠点でもあり、高齢者のよりどころとなっているため存続とする。 ただし、施設の有効利用の促進について考えるとともに、今後は地元への譲渡、統合も視野に全市的な集会所のあり方について検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号168

複数計上:(168)(328)

施設名:	弥栄多目的研修集会施設	担当課:	総務	弥栄自治振興課
所在地:	浜田市弥栄町長安本郷544番地1	管理形態:	直営	H~H
目的:	農業者等の技術の研修、各種集会、健康増進施設として利用を図り、もって連帯意識の高揚及び農業の振興に資する			
設置条例:	多目的研修集会施設条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S58年度

I 施設の基本的事項

事業内容:

公民館活動、各種会議、健康増進活動に使用

施設区分:

集会施設

公民館

施設内容:

【構造・階】鉄骨・鉄筋併用造地上2階、【敷地面積】2,562.06㎡、【延床面積】1,533.54㎡、【土地所有者】市

①トレーニング室(386.50㎡/1室)②農産加工室(59.50㎡/1室)③和室研修室(78.00㎡/1室)④小研修室(70.50㎡/1室)⑤大研修室(139.80㎡/1室)

利用対象者:

市、市民、市内外の団体、事業者

1,566人

利用者H17:

9,454

料金体系等:

大研修室900円～ 小研修室600円～ 和室研修室800円～ トレーニングホール2,000円～

利用者H18:

8,380

利用者H19:

7,546

施設職員(人)

常勤0人 嘱・パート:0人

利用者H20:

6,870

(うち市職員) 正規:0.35 嘱:0 臨:0 パ:0

利用者H21:

5,821

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21	(収入)
利用料等	104	135	130	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
指定管理料	0	0	0	
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市
収入合計	104	135	130	その他…国県等

建設費用(千円)

合計294,617

一般財源:147,309

国県支出金:147,308

起債:0

その他:0

光熱水費	2,269	1,800	1,797	(支出)
委託費	2,335	695	3,153	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。
人件費	2,544	2,544	2,544	
その他	771	656	17,079	
支出合計	7,919	5,695	24,573	

H21利用度(利用者/対象者)

3.72回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

0.5%

大規模修繕:

H22~H27

0

改修:

H22~H27

設計(H23)改修工事(H24)

166,000

施設設置の効果

地域活動の活性化

地域活動の活性化に拠点施設として活用されている。

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

弥栄自治区内の拠点複合集会施設であり、存続が必要である。

総合評価:

存続

地域の大型中心施設であり、公民館としての機能も備えているため存続とする。ただし、維持管理費の削減について検討するとともに、更なる有効利用の促進について検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

144

施設名:	岡見漁業振興会館	担当課:	産業経済	三隅産業課
所在地:	浜田市三隅町岡見6270番地1	管理形態:	指定管理者(指名)	H24~H29
目的:	漁業振興と漁家生活の向上 ※平成15年の浜田市漁協と三隅町漁協の合併に伴い、建物は三隅町に無償譲渡を受けたため、建設費は0円			
設置条例:	漁業集落集会所施設条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S62

I 施設の基本的事項

事業内容:

施設の貸出し等の事業を行う。
1階部分は直営で、JFLまねに貸付。2階部分は地元自治会に指定管理。

施設区分:

集会施設

集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄筋コンクリート造地上2階階、【敷地面積】662.10㎡、【延床面積】1,057.00㎡、【土地所有者】市
①大会議室(2階)(240.00㎡/1室)②小会議室(2階)(33.85㎡/1室)③和室(2階)(67.15㎡/室)④炊事室(2階)(33.00㎡/室)⑤事務室(1階)194.75(㎡/室)

利用対象者:

漁家(主に須津青浦地区住民)

391

人

利用者H17:

2,141

料金体系等:

大会議室(2階)10,000円/1日 小会議室(2階)1,000円/1日 和室(2階)1,000円/1日
炊事室(2階)3,000円/1日 いづれも上限額 事務室(1階) 772,370円/1年

利用者H18:

0

利用者H19:

1,329

施設職員(人):

常勤

0

人

嘱・パート:

0

人

利用者H20:

0

(うち市職員) 正規:

0

嘱:

臨:

パ:

利用者H21:

1,853

代替・類似施設の有無:

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21	(収入)
利用料等	894	1,080	953	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
指定管理料	50	50	50	
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市
その他	0	1	3	市補助金/委託金…浜田市
収入合計	944	1,131	1,006	その他…国県等

建設費用(千円)

合計

0

一般財源:

0

国県支出金:

起債:

その他:

光熱水費	92	100	94	(支出)
委託費	96	96	92	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。
人件費	0	0	0	
その他	201	1,665	19	
支出合計	389	1,861	205	

大規模修繕:

H22~H27

改修:

H22~H27

施設設置の効果:

地域住民の集会施設の確保

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

1

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

1

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

当分の間は、1階部分をJFLまね三隅出張所として、また漁業者等への利便性向上のためJFLまねに貸付けを行う。2階部分は、地域コミュニティ形成の場として引き続き地元自治会に指定管理させていく考えである。

総合評価:

存続

地域住民の集会施設であり、当面は存続とする。
ただし、大規模修繕が必要な場合は、地元への譲渡、統合も視野に全市的な集会所のあり方について検討が必要。

施設名:	三隅中央会館(1)多目的研修集会施設	担当課:	産業経済	三隅産業課
所在地:	浜田市三隅町古市場589番地	管理形態:	指定管理者(指名)	H21~H23
目的:	住民相互の連帯感を醸成			
設置条例:	三隅中央会館条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S61

I 施設の基本的事項

事業内容:	市民の多目的集会施設としての施設管理。			
施設区分:	集会施設	集会施設		
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上1階一部2階階、【敷地面積】5,253.54㎡、【延床面積】1,503.21㎡、【土地所有者】市 ①多目的ホール(792.00㎡/1室)②研修室(125.53㎡/2室)③昆虫館(46.20㎡/室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)			
利用対象者:	市内外問わず	60,180	人	利用者H17: 22,590
料金体系等:	・多目的ホール(1,575円~/時間に応じた設定) ・研修室(1,050円~/時間に応じた設定)			利用者H18: 18,776
施設職員 (人)	常勤	10	人	利用者H19: 5,429
	嘱・パート:	8	人	利用者H20: 25,595
	(うち市職員) 正規:	0	嘱:	利用者H21: 43,646
	臨:		パ:	
代替・類似施設の有無	・岡見スポーツセンター			

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	182	234	636	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 249,479
指定管理料	3,158	2,302	3,446		一般財源: 124,740
市補助金	0	0	0		国県支出金: 124,739
市委託金	0	0	0		起債: 0
その他	0	0	0		その他: 0
収入合計	3,340	2,536	4,082		H21利用度(利用者/対象者) 0.73 回
光熱水費	1,917	2,112	2,179	(支出)	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 15.6 %
委託費	205	127	496	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	
人件費	0	0	0		
その他	130	297	1,407		
支出合計	2,252	2,536	4,082		
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27		
施設設置の効果	地域活性化の推進				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:		施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	三隅自治区の教育・文化・スポーツゾーンにおける集会拠点施設であり、引き続き指定管理施設として活用する。
総合評価:	存続	利用者も見込まれ、教育文化スポーツの拠点として利用されているため存続とする。 ただし、維持管理費の縮減について検討が必要。

施設名:	古市場漁村センター	担当課:	産業経済	三隅産業課
所在地:	浜田市三隅町古市場2809番地	管理形態:	指定管理者(指名)	H24～H29
目的:	漁業振興と漁家生活の向上			
設置条例:	漁業集落集会施設条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S50

I 施設の基本的事項

事業内容:	同施設の貸出し等の事業を行う。										
施設区分:	集会施設		集会施設								
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上2階階、【敷地面積】622.00㎡、【延床面積】386.00㎡、【土地所有者】市 ①事務室(1階)(28.81㎡/1室)②調理室(1階)(37.9㎡/1室)③和室(1階)(39.08㎡/1室)④集会室(2階)(145.00㎡/1室)										
利用対象者:	古湊地区住民(主に漁家)				109		人	利用者H17:	0		
料金体系等:	2階会議室、和室、調理場/午前8時から12時までまたは午後1時から午後5時まで1,050円 午前8時から午後5時まで2,100円 午後5時から午後9時まで1,050円 いずれも上限額						利用者H18:	882			
							利用者H19:	1,539			
施設職員 (人)	常勤	1	人	嘱・パート:	0	人	利用者H20:	902			
	(うち市職員) 正規:	0		嘱:		臨:		パ:		利用者H21:	1,208
代替・類似 施設の有無											

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	60	32	21	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	合計	40,160
指定管理料	0	0	0		一般財源:	20,080
市補助金	0	0	0		国県支出金:	20,080
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	その他:	0
収入合計	60	32	21		H21利用度(利用者/対象者)	
光熱水費	93	84	83		11.08 回	
委託費	69	69	67		H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	
人件費	0	0	0	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	1.4 %	
その他	10	63	1,330			
支出合計	172	216	1,480			
大規模修繕: H22～H27			0		改修: H22～H27	
施設設置 の効果	地域住民の集会施設の確保					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	H26年度に古湊集会所が新築予定であるため、今後の自治会活動の拠点は古湊集会所になると思われる。新築後は、古市場漁村センターの利用者が大幅に減少すると思われ、H27年度以降の指定管理を含む古市場漁村センターの管理運営について見直しを行う予定である。
総合評価:	存続	集会所施設として当面は存続とする。老朽化も進んでいることから、類似施設新築後には機能を移転して廃止する。譲渡、統合に当たっては全市的な集会所のあり方について検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号

8

施設名:	鹿子谷コミュニティー消防センター	担当課:	総務	安全安心推進課
所在地:	浜田市三隅町河内210番地2	管理形態:	その他	H~H
目的:	地域における防災活動及び福祉の向上を図る ※建設費用不明			
設置条例:	コミュニティー防災センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H7

I 施設の基本的事項

事業内容:	地域における防災活動及び福祉の向上を図る ※河内地区に管理運営を一任しているため利用者数等不明			
施設区分:	集会施設			
施設内容:	【構造・階】木造1階、【敷地面積】679.00㎡、【延床面積】84.00㎡、【土地所有者】市・民間 ①研修室(39.00㎡/1室)②調理室(15.00㎡/1室)③倉庫(10.00㎡/1室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)			
利用対象者:	河内地区住民	0	人	利用者H17:
料金体系等:	無料			利用者H18:
				利用者H19:
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 0 人			利用者H20:
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0			利用者H21:
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)
利用料等					合計 0
指定管理料					一般財源:
市補助金				利用料等…施設利用者	国県支出金:
市委託金				指定管理料…浜田市	起債:
その他				市補助金/委託金…浜田市	その他:
収入合計	0	0	0	その他…国県等	
光熱水費				(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者) 回
委託費					
人件費					H21受益者負担率(利用料等/支出合計) %
その他					
支出合計	0	0	0		
大規模修繕:H22~H27				改修:H22~H27	
施設設置の効果	地域における防災活動及び福祉の向上を図り、災害時には避難				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	地域における防災活動及び福祉の向上を図り、災害時の防災基地とするため存続
総合評価:	存続	地域の防災活動に欠かせない施設となっているため存続とする。 今後は、地元への譲渡、統合も視野に全市的な集会所のあり方について検討が必要。

施設名:	岡崎コミュニティー消防センター	担当課:	総務	安全安心推進課
所在地:	浜田市三隅町三隅577番地	管理形態:	その他	H~H
目的:	地域における防災活動及び福祉の向上を図る ※建設費用不明			
設置条例:	コミュニティー防災センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H7

I 施設の基本的事項

事業内容:	地域における防災活動及び福祉の向上を図る。 ※岡崎地区に管理運営を一任しているため利用者数等不明			
施設区分:	集会施設			
施設内容:	【構造・階】木造1階、【敷地面積】965.00㎡、【延床面積】111.00㎡、【土地所有者】市・民間 ①研修室(63.00㎡/2室)②調理室(14.00㎡/1室)③倉庫(10.00㎡/1室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)			
利用対象者:	岡崎地区住民	0	人	利用者H17:
料金体系等:	無料			利用者H18:
				利用者H19:
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 0 人			利用者H20:
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: パ:			利用者H21:
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)
利用料等					合計 0
指定管理料					一般財源:
市補助金				利用料等…施設利用者	国県支出金:
市委託金				指定管理料…浜田市	起債:
その他				市補助金/委託金…浜田市	その他:
収入合計	0	0	0	その他…国県等	
光熱水費				(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者) 回
委託費					
人件費					H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) %
その他					
支出合計	0	0	0		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果	地域における防災活動及び福祉の向上を図り、災害時には避難所とし				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	地域における防災活動及び福祉の向上を図り、災害時の防災基地とするため存続
総合評価:	存続	地域の防災活動に欠かせない施設となっているため存続とする。 今後は、地元への譲渡、統合も視野に全市的な集会所のあり方について検討が必要。

施設名:	三隅町上古和集会所	担当課:	企画財政	三隅自治振興課
所在地:	浜田市三隅町下古和146番地2	管理形態:	直営	H15～H22
目的:	水力発電施設の周辺地域におけるより良いコミュニティ活動の推進を図る			
設置条例:	水力発電施設周辺地域集会所条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H14

I 施設の基本的事項

事業内容:	地域住民の集会等に使用する			
施設区分:	集会施設			
施設内容:	【構造・階】木造、瓦葺、1階、【敷地面積】1,560.52㎡、【延床面積】59.21㎡、【土地所有者】市 ①(29.81㎡/集会室)②(14.49㎡/調理室)③(14.91㎡/その他)			
利用対象者:	上古和集落住民	13	人	利用者H17: 180
料金体系等:				利用者H18: 180
				利用者H19: 180
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 0 人			利用者H20: 180
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0			利用者H21: 180
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	53	53	53	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 9,666
指定管理料	0	0	0		一般財源: 5,166
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 4,500
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 0
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他:
収入合計	53	53	53	その他…国県等	
光熱水費	53	53	53	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	13.85 回
人件費	0	0	0		
その他	5	5	5		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)
支出合計	58	58	58		91.4 %
大規模修繕: H22～H27				改修: H22～H27	
施設設置の効果	地域コミュニティの推進				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	できれば地元は無償譲渡したい。しかし電源交付金を活用した施設であることから、それは困難である。公の施設といいながらも実態は地元の集会所であり、利用も地元住民に限られている。これまでどおり直営とし、年間を通した使用許可をする方法を継続していきたい。大規模修繕以外の維持管理は現行どおり地元でこなうこととしたい。
総合評価:	存続	当面は存続して有効利用するが、将来的には地元への譲渡を検討する。地元への譲渡にあたっては、全市的なあり方の検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

複数計上:

整理番号:

7

施設名:	室谷コミュニティー消防センター	担当課:	総務	安全安心推進課
所在地:	浜田市三隅町井野ト58番地	管理形態:	その他	H~H
目的:	地域における防災活動及び福祉の向上を図る ※建設費用不明			
設置条例:	コミュニティー防災センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H5

I 施設の基本的事項

事業内容:	地域における防災活動及び福祉の向上を図る。室谷地区に管理運営を一任しているので利用者数等不明。			
施設区分:	集会施設			
施設内容:	【構造・階】木造1階、【敷地面積】698.00㎡、【延床面積】114.00㎡、【土地所有者】市・民間 ①研修室(40.00㎡/1室)②調理室(27.00㎡/1室)③倉庫(29.00㎡/1室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)			
利用対象者:	室谷地区住民	0	人	利用者H17: 0
料金体系等:	無料			利用者H18: 0
				利用者H19: 0
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 0 人			利用者H20: 0
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0			利用者H21: 0
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0		合計 0
指定管理料	0	0	0		一般財源:
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金:
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債:
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	0	0	0	その他…国県等	
光熱水費	0	0	0	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者) 回
委託費	0	0	0		
人件費	0	0	0		H21受益者負担率(利用料等/支出合計) #Num! %
その他	0	0	0		
支出合計	0	0	0		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果	地域における防災活動及び福祉の向上を図り、災害時には避難				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:		施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	地域における防災活動及び福祉の向上を図り、災害時の防災基地とするため存続
総合評価:	存続	地域の防災活動に欠かせない施設となっているため存続とする。 今後は、地元への譲渡、統合も視野に全市的な集会所のあり方について検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号145

複数計上:

施設名:

井野地区多目的研修集会施設みのり会

担当課:

産業経済三隅産業課

所在地:

浜田市三隅町井野へ1198番地1

管理形態:

直営H~H

目的:

地域住民の生活文化と福祉の向上

設置条例:

地域集会施設等条例自治法第244条の2第1項

建築年度:

S59

I 施設の基本的事項

事業内容:

地区の拠点施設としての施設管理

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄骨造地上1階階、【敷地面積】2252.86㎡、【延床面積】394.00㎡、【土地所有者】民間①集会室(157.00㎡/2室〃)

利用対象者:

町内7集落住民391人

利用者H17:

料金体系等:

無料

利用者H18:

利用者H19:

施設職員(人):

常勤0人嘱・パート:0人

利用者H20:

(うち市職員)正規:0嘱:臨:パ:

利用者H21:

2,993

代替・類似施設の有無:

大谷地区活性化施設八幡センター

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21	(収入)
利用料等	286	266	301	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか
指定管理料	0	0	0	
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市
収入合計	286	266	301	その他…国県等

建設費用(千円)

合計65,130

一般財源:32,565

国県支出金:32,565

起債:0

その他:0

	H19	H20	H21	(支出)
光熱水費	286	266	301	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。
委託費	207	207	174	
人件費	0	0	0	
その他	27	54	41	
支出合計	520	527	516	

H21利用度(利用者/対象者)

7.65回

H21受益者負担率(利用料等/支出合計)

58.3%

大規模修繕:

H22~H27

改修:

H22~H27

施設設置の効果:

地域活性化の推進

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

当分の間は直営であるが、将来的には地元自治会に無償譲渡を検討する。

総合評価:

存続

地域の中心的施設となっているため存続とするが、利用者も限られており、地元の理解を得て、早い段階で譲渡の検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

146

複数計上:

施設名:	上室谷集会所	担当課:	産業経済	三隅産業課
所在地:	浜田市三隅町室谷708番地4	管理形態:	その他	H~H
目的:	地域住民の生活文化と福祉の向上			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H16

I 施設の基本的事項

事業内容: 地区の拠点施設としての施設管理。棚田まつりではメイン会場として施設を利用。

施設区分: 集会施設

施設内容: 【構造・階】木造地上1階階、【敷地面積】261.15㎡、【延床面積】153.00㎡、【土地所有者】市
①集会室(73.00㎡/1室)

利用対象者: 主に室谷地区住民。祭時には、市内外問わず。60,180 人

料金体系等: 無料

施設職員(人) 常勤 0 人 嘱・パート: 0 人
(うち市職員) 正規: 0 嘱: 臨: パ:

利用者H17: 1,790
利用者H18: 1,700
利用者H19: 2,108
利用者H20: 1,875
利用者H21: 1,875

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	59	35	18	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 0
指定管理料	0	0	0		一般財源: 0
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 0
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債:
その他	117	10	45	市補助金/委託金…浜田市	その他:
収入合計	176	45	63	その他…国県等	
光熱水費	100	79	76	(支出)	H21利用度(利用者/対象者) 0.03 回
委託費	333	363	363	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 3.6 %
人件費	0	0	0		
その他	186	41	55		
支出合計	619	483	494		
大規模修繕: H22~H27	-	0	改修: H22~H27	-	0
施設設置の効果	地域活性化の推進				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1 市内に民間を含め、類似施設がない。
	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	利用者が増加している。
	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続 上室谷集会所はH26年度に集会所を解体し、H27年度に地元自治会が新築予定である。解体においては、H16年に電源交付金を活用して改修設置した集会所玄関とホール、隣接する公衆便所及び浄化槽は既存のまま残す計画である。この部分の管理については、今後も引き続き地元自治会に委託したい。
総合評価:	存続 イベントの会場、地域の拠点施設として存続とする。今後は、地元への譲渡、統合も視野に全市的な集会所のあり方について検討が必要。

施設名:	大谷地区活性化施設八幡センター	担当課:	産業経済	三隅産業課
所在地:	浜田市三隅町井野ハ675番地4	管理形態:	直営	H~H
目的:	地域住民の生活文化と福祉の向上			
設置条例:	地域集会施設等条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H6

I 施設の基本的事項

事業内容:

地区の拠点施設としての施設管理。

施設区分:

集会施設

施設内容:

【構造・階】鉄骨造地上1、地下1階階、【敷地面積】970.61㎡、【延床面積】366.00㎡、【土地所有者】市
①集会室(142.00㎡/2室)②(㎡/室)③(㎡/室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)

利用対象者:

町内4集落住民

242

人

利用者H17:

1,643

料金体系等:

無料

利用者H18:

1,892

利用者H19:

2,077

施設職員(人) 常勤

0

人

嘱・パート:

0

人

利用者H20:

2,754

(うち市職員) 正規:

0

人

嘱:

臨:

パ:

利用者H21:

2,569

代替・類似施設の有無:

・井野地区多目的研修集会施設 みのり会館

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	102	167	94	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 65,000
指定管理料	0	0	0		一般財源: 32,500
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 32,500
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債: 0
その他	0	0	0	市補助金/委託金…浜田市	その他: 0
収入合計	102	167	94	その他…国県等	
光熱水費	102	167	94	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)
委託費	124	124	124	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	10.62 回
人件費	0	0	0		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)
その他	13	98	186		23.3 %
支出合計	239	389	404		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果	地域活性化の推進				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

1

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

当分の間は直営であるが、将来的には地元自治会に無償譲渡を検討する。

総合評価:

存続

当面は存続とするが、早い段階で地元への譲渡を検討するべき。その際、全市的な集会所のあり方について検討が必要。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

155

複数計上:

施設名:	浜田市勤労青少年ホーム	担当課:	産業経済	産業政策課
所在地:	浜田市殿町123番地10	管理形態:	直営	S46～
目的:	青少年労働者の保護及び福祉の増進を図るため			
設置条例:	浜田市勤労青少年ホーム条例	勤労青少年福祉法第15条	建築年度:	S45年度

I 施設の基本的事項

事業内容:

青少年労働者の憩いやスポーツ、レクリエーション、文化教養講座など健全な余暇活動の場の提供。

施設区分:

勤労青少年ホーム

施設内容:

【構造・階】鉄筋コンクリート造3階、【敷地面積】2,279.885㎡、【延床面積】850.42㎡、【土地所有者】浜田市
①1階 348.32㎡②2階 339.00㎡③3階 147.00㎡④その他 16.10㎡

利用対象者:

市内に住所又は勤務先を有する勤労青少年

3,200

人

利用者H17:

21,514

料金体系等:

無料(ただし、電話代、コピー代、冷暖房費等は実費負担。)

利用者H18:

19,874

利用者H19:

20,154

施設職員(人):

常勤

2

人

嘱・パート:

2

人

利用者H20:

21,409

(うち市職員) 正規:

0

嘱:

2

臨:

0

パ:

2

利用者H21:

21,544

代替・類似施設の有無:

無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円

	H19	H20	H21
利用料等	3	19	19
指定管理料			
市補助金			
市委託金			
その他	374	322	268
収入合計	377	341	287

(収入)
施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。
利用料等…施設利用者
指定管理料…浜田市
市補助金/委託金…浜田市
その他…国県等

	H19	H20	H21
光熱水費	975	952	930
委託費	571	573	574
人件費	3,777	3,814	3,857
その他	746	417	270
支出合計	6,069	5,756	5,631

(支出)
施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。

建設費用(千円)
合計 39,310
一般財源: 28,270
国県支出金: 11,040
起債: 0
その他:

H21利用度(利用者/対象者)
6.73 回

H21受益者負担率
(利用料等/支出合計)
0.3 %

大規模修繕:
H22～H27

改修:
H22～H27

施設設置の効果:

青少年労働者の福利厚生が図られる。

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:

施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。

1

収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。

1

市内に民間を含め、類似施設がない。

会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性:

利用者が増加している。

収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。

現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価:

存続

市内に数少ない余暇活動の場として、青少年労働者の福利厚生を充実させることによる、職業意識の高揚。
当該施設に登録されている団体(音楽・ダンス・演劇等)の定期的な利用。

総合評価:

存続

若者の交流、活動、青少年労働者の福利厚生の実現の場として存続とするが、再投資が必要な場合は、廃止の検討も必要。
運営についても利用料見直しや人件費削減など、効率的な運営を図る必要がある。

公園施設 類似施設集約表(平成24年度 コスト等一覧)

区分	No.	ID	施設名	敷地面積	延床面積	土地所有	管理形態	利用者数(人)	常勤	嘱・パート	(うち市職員)				料金体系等												収支
											正規	市嘱託	市臨時	市パート		利用料等	指定管理料	市補助金	市委託料	その他	収入計	光熱水費	委託費	人件費	職員人件費	その他	
公園	1	93	あさひ温泉公園	1,320㎡		市	直営	2件(5H)	0	0	0	0	0	パター及びボール1組:1時間につき310円	3,250	0	0	0	0	3,250	24,225	0	0	74,161	0	98,386	△ 95,136
	2	104	旭豊の里公園	25,019㎡	24㎡	市	直営	不明	0	0	0	0	0	無料	0	0	0	0	0	0	58,357	61,950	0	0	436,522	556,829	△ 556,829
	3	105	天狗石農村公園	4,313㎡		市・民間	指定管理者(指名)	不明 (農村交流センター1,426)	0	0	0	0	0	1時間につき1,500円 全館48時間まで 50,000円	80,000	360,000	0	0	386,761	826,761	605,293	31,500	0	74,161	114,147	825,101	1,660
	4	106	八戸川農村公園	1,033㎡	21㎡	市	指定管理者(指名)	415	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	74,161	0	74,161	△ 74,161
	5	159	三階山森林総合利用施設	22,917㎡	72㎡ 135㎡	市・民間	直営		0	0	0	0	0	0	無料	0	0	0	0	0	0	69,520	346,500		74,161	20,790	510,971

公民館 集約表(平成24年度 コスト等一覧)

区分	No.	ID	施設名	敷地面積	延床面積	土地所有	管理形態	利用者数(人)	常勤	嘱・パート	(うち市職員)				料金体系等						収入計						支出計	収支
											正規	市嘱託	市臨時	市パート		利用料等	指定管理料	市補助金	市委託料	その他		光熱水費	委託費	人件費	職員人件費	その他		
公民館	1	295	浜田市立浜田公民館	1,881㎡	546.07㎡	市	直営	29,217		7		4		3	・冷暖房費(200円/時間)・コンセント使用料(200円/個)・調理室利用(300円/時間)	382,580	0	0	0	0	382,580	1,305,277	1,283,625	5,621,020	667,450	186,913	9,064,285	△ 8,681,705
	2	296	浜田市立石見公民館	1,342㎡	577㎡	市	直営	23,921		5		4		1	〃	536,940	0	0	0	0	536,940	1,265,700	472,140	5,615,728	667,450	521,592	8,542,610	△ 8,005,670
	3	297	浜田市立長浜公民館	2,982㎡	611㎡	市	直営	8,233		6		5		1	〃	155,400	0	0	0	0	155,400	1,301,086	542,700	5,506,912	667,450	757,999	8,776,147	△ 8,620,747
	4	298	浜田市立周布公民館	1693㎡	558㎡	市	直営	9,024		5		5			〃	300,939	0	0	0	0	300,939	1,287,325	537,660	7,053,352	667,450	634,793	10,180,580	△ 9,879,641
	5	299	浜田市立美川公民館	609㎡	624㎡	市	直営	4,837		9		4		5	〃	31,800	0	0	0	0	31,800	1,112,261	472,140	7,035,645	667,450	748,216	10,035,712	△ 10,003,912
	6	300	浜田市立大麻公民館	399㎡	149㎡	市	直営	1,061		3		2		1	〃	45,350	0	0	0	0	45,350	260,353	60,000	3,493,624	667,450	242,711	4,724,138	△ 4,678,788
	7	301	浜田市立国府公民館	1818㎡	601㎡	市	直営	16,069		6		6			〃	379,122	0	0	0	0	379,122	1,236,631	516,240	7,114,432	667,450	773,211	10,307,964	△ 9,928,842
	8	478	浜田市立石見公民館 宇津井分館	2,507㎡	230㎡	市	直営	658		1		1			〃	9,400					9,400	85,589	0	672,000	667,450	110,806	1,535,845	△ 1,526,445
	9	479	浜田市立石見公民館 細谷分館	4,362㎡	810㎡	民間	直営	1,008		1		1			〃	3,000					3,000	103,709	99,900	686,040	667,450	402,537	1,959,636	△ 1,956,636
	10	480	浜田市立石見公民館 長見分館	3,413㎡	167㎡	市	直営	420		1		1			〃	20,400					20,400	197,329	60,000	672,000	667,450	76,221	1,673,000	△ 1,652,600
	11	481	浜田市立美川公民館 東分館	925㎡	188㎡	市	直営	256		1		1			〃						0	49,701		686,040	667,450	75,405	1,478,596	△ 1,478,596
	12	303	浜田市立美川公民館 西分館	3,356㎡	489㎡	市	直営	1,622		1		1			〃	14,740					14,740	249,658	134,400	686,040	667,450	84,068	1,821,616	△ 1,806,876
	13	482	浜田市立国府公民館 宇野分館	2,181㎡	725㎡	市	直営	2,236		1		1			〃	15,000					15,000	234,539	258,667	717,120	667,450	221,805	2,099,581	△ 2,084,581
	14	483	浜田市立国府公民館 有福分館	9,585㎡	1281㎡	市	直営	1,774		2				2	〃	49,100					49,100	317,424	214,568	1,941,600	667,450	140,021	3,281,063	△ 3,231,963
	15	265	浜田市立雲城公民館	874㎡	72㎡	市	直営	8,837		2		2			無料	0	0	0	0	16,380	16,380	0	0	2,847,540	370,806	272,414	3,490,760	△ 3,474,380
	16	266	浜田市立今福公民館	2,321㎡	22㎡	市	直営	4,200		2		2			多目的研修集会施設条例参照のこと	259,365	0	0	0	18,038	277,403	2,033,098	907,021	2,829,540	370,806	666,007	6,806,472	△ 6,529,069
	17	267	浜田市立波佐公民館	4,891㎡	955㎡	市	直営	1,941		2		2			～17時(4時間まで) 全館 5,250円 多目的集会室 3,150円 和・洋会議室、調理室 525円/室 調理実習台 525円/台 17時～(4時間まで) 全館 7,350円 多目的集会室 4,410円 和・洋会議室、調理室 735円/室 調理実習台 525円/台 冷暖房施設 多目的集会室 525円、その他の各室 315円/h	306,279	0	0	0	46,935	353,214	976,845	1,128,709	2,897,540	370,806	372,023	5,745,923	△ 5,392,709
	18	268	浜田市立小国公民館	6,158㎡	1,042㎡	市	直営	1,826		2		2			～17時(4時間まで) 全館2,100円 多目的集会室、会議室、調理室 525円/室 調理実習台 525円/台 17時～(4時間まで) 全館 3,100円 多目的集会室、会議室、調理室 840円/室 調理実習台 525円/台 冷暖房施設 多目的集会室 525円、その他の各室 315円/h	31,390	0	0	0	59,610	91,000	814,137	349,678	2,847,500	370,806	276,700	4,658,821	△ 4,567,821

公民館 集約表(平成24年度 コスト等一覧)

区分	No.	ID	施設名	敷地面積	延床面積	土地所有	管理形態	利用者数(人)	常勤	嘱・パート	(うち市職員)				料金体系等						収入計						支出計	収支
											正規	市嘱託	市臨時	市パート		利用料等	指定管理料	市補助金	市委託料	その他		光熱水費	委託費	人件費	職員人件費	その他		
公民館	19	269	浜田市立久佐公民館	4,439㎡	790㎡	市	直営	2,947		2		2		～17時(4時間まで) 全館 5,250円 多目的集会室 3,150円 和・洋会議室、調理室 525円/室 調理実習台 525円/台 17時～(4時間まで) 全館 7,350円 多目的集会室 4,410円 和・洋会議室、調理室 735円/室 調理実習台 525円/台 冷暖房施設 多目的集会室 525円、その他の各室 315円/h	200,235	0	0	0	5,260	205,495	1,173,370	812,700	2,927,500	370,806	278,914	5,563,290	△ 5,357,795	
	20	270	浜田市立美又公民館	2,373㎡	791㎡	市	直営	3,565		2		2		～17時(4時間まで) 全館 5,250円 多目的集会室 3,150円 和・洋会議室、調理室 525円/室 調理実習台 525円/台 17時～(4時間まで) 全館 7,350円 多目的集会室 4,410円 和・洋会議室、調理室 735円/室 調理実習台 525円/台 冷暖房施設 多目的集会室 525円、その他の各室 315円/h	264,651	0	0	0	11,900	276,551	1,358,252	1,398,089	2,827,540	370,806	238,413	6,193,100	△ 5,916,549	
	21	243	浜田市立今市公民館	929㎡	507㎡	市	直営	2,046		3		3		無	0	0	0	0	0	0	0	0	4,255,154	741,611	83,845	5,080,610	△ 5,080,610	
	22	244	浜田市立木田公民館	1,513㎡	362㎡	市	直営	526		2		2		無	0	0	0	0	0	0	0	0	2,781,612	741,611	31,756	3,554,979	△ 3,554,979	
	23	245	浜田市立和田公民館	983㎡	263㎡	市	直営	1,867		2		2		無	0	0	0	0	0	0	0	124,122	32,400	2,769,572	741,611	82,550	3,750,255	△ 3,750,255
	24	246	浜田市立都川公民館	2,116㎡	491㎡	市	直営	1,383		2		2		無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,837,572	741,611	0	3,579,183	△ 3,579,183
	25	247	浜田市立市木公民館	1,915㎡	394㎡	市	直営	1,682		2		2		無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,837,652	741,611	0	3,579,263	△ 3,579,263
	26	327	浜田市立杵束公民館(老人憩いの家)	3,054㎡	27㎡	市	直営	2,908		3		3			0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,823,954	0	252,965	5,076,919	△ 5,076,919
	27	328	浜田市立安城公民館(弥栄会館)	2,562㎡	49㎡	市	直営	(H23) 16,042		2		2			0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,596,255	0	159,468	2,755,723	△ 2,755,723
	28	281	浜田市立三隅公民館	10,884㎡	1,535㎡	市	直営	17,260		3		3		体育館9時～12時1,050円、13時～17時1,050円、18時～21時1,050円、超過料金525円/h	169,940	0	0	0	0	169,940	914,088	480,375	5,259,188	741,611	2,093,103	9,488,365	△ 9,318,425	
	29	282	浜田市立三保公民館	7,716㎡	1,910㎡	市	直営	14,084		3		3		無料	91,140	0	0	0	0	91,140	820,549	440,475	5,249,304	741,611	576,081	7,828,020	△ 7,736,880	
	30	283	浜田市立岡見公民館	1, 360㎡	694㎡	市	直営	18,816		3		3		無料	153,930	0	0	0	0	153,930	950,527	528,675	5,308,455	741,611	829,406	8,358,674	△ 8,204,744	
	31	284	浜田市立井野公民館	27,657㎡	1,414㎡	市	直営	8,418		3		3		無料	28,300	0	0	0	0	28,300	919,217	817,171	5,046,739	741,611	2,476,049	10,000,787	△ 9,972,487	
	32	285	浜田市立黒沢公民館	9,398㎡	1,074㎡	市	直営	5,821		3		3		無料	48,540	0	0	0	0	48,540	705,135	440,475	5,389,775	741,611	492,835	7,769,831	△ 7,721,291	
	33	286	浜田市立白砂公民館	2,703㎡	562㎡	市	直営	6,261		3		3		無料	45,960	0	0	0	0	45,960	737,525	590,475	5,246,197	741,611	784,015	8,099,823	△ 8,053,863	

集会施設・その他施設 集約表(平成24年度 コスト等一覧)

区分	No.	ID	施設名	敷地面積	延床面積	土地所有	管理形態	利用者数(人)	常勤	嘱・パート	(うち市職員)				料金体系等						収入計	光熱水費	委託費	人件費	職員人件費	その他	支出計	収支	
											正規	市嘱託	市臨時	市パート		利用料等	指定管理料	市補助金	市委託料	その他									
集会施設	1	4	浜田市瀬戸見文化センター	298㎡	97㎡	市	その他	677	0	0	0	0			無料	0	0	0	0	0	0	203,190	108,930	27,000	593,289	17,000	949,409	△ 949,409	
	2	212	緑ヶ丘生活相談室	12,643㎡	151㎡	市	指定管理者(指		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3	214	黒川集会所	327㎡	100㎡	市	指定管理者(指名)		0	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4	304	サンマリン浜田	3,361㎡	1,359㎡	市	指定管理者(公募)	50,996	1	2	0	0	0	0	(時間区分)9～12=①,13～17=②,18～22=③【体育館】①3,000②3,700③4,500、9～17:6,000、9～22:10,500【研修室A・C】①1,200②1,500③1,800【その他】①700②1,100③1,300	6,339,730	4,500,000	0	0	622,077	11,461,807	0	2,000,750	5,776,295	741,611	3,684,762	12,203,418	△ 741,611	
	5	211	日脚集会所	432㎡	69㎡	市	指定管理者(指		0	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6	291	浜田市日脚和泉集会所	681㎡	153㎡	市	その他	不明	0	0	0				無料	0	0	0	0	0	0	192,502	469,300	0	296,644	0	958,446	△ 958,446	
	7	6	松羽地区コミュニティー防災センター	566㎡ (内消防団車庫50㎡)		民間	その他	448	0	0	0	0			無料	0	0	0	0	0	0	0	70,000	0	148,322	0	218,322	△ 218,322	
	8	5	下府コミュニティー防災センター	7,188㎡	200㎡	市	直営	200	0	0	0	0			無料	0	0	0	0	0	0	15,044	19,950	0	148,322	124,800	308,116	△ 308,116	
	9	213	下府集会所	10,164㎡	51㎡	市	指定管理者(指		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	11	109	金城多目的研修集会施設(ふれあい会館)	2321㎡	1,319㎡	市	直営	不明	0	2	0	2			条例参照のこと	138,600	0	0	0	0	138,600	26,480	34,000	0	370,806	7,200	438,486	△ 299,886	
	12	2	金城山村開発センターみどりかいかん	874㎡	1,387.57㎡	市	直営	8,837	0	2	0	2			全館 5,250円/4h、大集会室 3,150円/4h、その他の室 1室につき 1,050円/4h	90,820	0	0	0	0	43,578	134,398	1,793,566	2,621,500	3,380,522	74,161	73,550	7,943,299	△ 7,808,901
	13	126	かたらいの家	1,279㎡	248㎡	市	その他	不明	0	0	0	0	0		高齢者創作室(木工)・高齢者創作室(竹細工)・和紙創作室・高齢者学習室 基本料金525円/4時間まで 金城味伝承室 基本料金1,050円/4時間まで	66,784	0	0	0	0	66,784	214,748	205,161	0	370,806	127,422	918,137	△ 851,353	
	14	127	地域材利用促進交流館	678㎡	229㎡	市	指定管理者(指名)	1,128	0	1	0				全館(300円/時間)、集会室(200円/時間)、談話室、調理実習室、和室(それぞれ100円/時間)	0	0	0	0	0	0	328,917	0	0	74,161	0	403,078	△ 403,078	
	15	128	下来原林業協業活動センター	854㎡	150㎡	民間	直営	275	0	2	0			①AM8:30からPM5:00までの間の使用:1,050円/4h、超過料金:210円/1h ②AM8:30まで、及びPM5:00以降の使用:1,575円/4h、超過料金:420円/1h	17,325	0	0	0	0	17,325	37,036	91,500	0	74,161	40,000	242,697	△ 225,372		
	16	1	旭山村開発センター旭センター	2,870㎡	2,221㎡	市	直営	15,485	0	2	0	1	0	1	浜田市山村開発センター条例に定める使用料(大ホール550円～1,840円/1時間、中ホール430円～1,430円/1時間、青年研修室90円～310円/1時間ほか6室)	616,915	0	0	0	0	616,915	2,047,550	645,750	2,302,947	741,611	328,144	6,066,002	△ 5,449,087	

集会施設・その他施設 集約表(平成24年度 コスト等一覧)

区分	No.	ID	施設名	敷地面積	延床面積	土地所有	管理形態	利用者数(人)	常勤	嘱・パート	(うち市職員)				料金体系等						収入計	光熱水費	委託費	人件費	職員人件費	その他	支出計	収支	
											正規	市嘱託	市臨時	市パート		利用料等	指定管理料	市補助金	市委託料	その他									
集会施設	17	28	坂本構造改善センター	1,620㎡	296㎡	市	その他	不明	0	0	0	0	0	0	1室1時間当たり300円、冠婚葬祭(2日で35,000円) 自治会、坂本の各種団体、住民福祉向上に係るもの、浜田市が開催する説明会は無料	0	0	0	0	0	0	0	0	10,500	0	74,161	0	84,661	△ 84,661
	18	30	丸原センター	3,218㎡	498㎡	市	その他	不明	0	0	0	0	0	0	冠婚葬祭(2日間)春: 40,000円、夏: 42,000円、冬: 41,000円 その他の使用は無料	0	0	0	0	0	0	0	0	42,000	0	74,161	0	116,161	△ 116,161
	19	20	木田生活改善センター	1,513㎡	362㎡	市・民間	その他	不明	0	0	0	0	0	0	地域以外の使用1回500円、冠婚葬祭(1日/18,000円) 地域の各種団体は無料	0	0	0	0	0	0	0	0	51,450	0	74,161	0	125,611	△ 125,611
	20	22	山ノ内生活改善センター	754㎡	184㎡	市	その他	不明	0	0	0	0	0	0	1回使用につき500円、冠婚葬祭(1回/20,000円) 山ノ内行政区、木田自治会及び地元各種団体については無料	0	0	0	0	0	0	0	0	51,450	0	74,161	0	125,611	△ 125,611
	21	99	山ノ内農作業管理休養施設旭豊館	1,432㎡	240㎡	市	その他	500	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0	56,280	0	0	4,500	60,780	△ 60,780	
	22	100	山ノ内農作業管理休養施設旭豊2号館	1,900㎡	168㎡	市	その他	1,500	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0	56,280	0	0	4,500	60,780	△ 60,780	
	23	17	戸川生活改善センター	667㎡	180㎡	民間	その他	不明	0	0	0	0	0	0	冠婚葬祭(1回/23,000円) その他(無料)	0	0	0	0	0	0	0	51,450	0	74,161	0	125,611	△ 125,611	
	24	18	本郷生活改善センター	1,018㎡	331㎡	民間	その他	不明	0	0	0	0	0	0	全館4時間で2,000円、1室4時間で1,000円、冠婚葬祭(1日10,000円) 地区活性化及び生活改善に関する会議、浜田市及び地域内の各種団体の使用は無料	0	0	0	0	0	0	0	51,450	0	74,161	0	125,611	△ 125,611	
	25	21	重富生活改善センター	672㎡	286㎡	市	その他	不明	0	0	0	0	0	0	4～10月期1日800円、11～3月期1日1,200円、冠婚葬祭(2日で30,000円) 地域内の住民または各種団体が使用する場合は無料	0	0	0	0	0	0	0	51,450	0	74,161	22,050	147,661	△ 147,661	
	26	23	和田生活改善センター	1,395㎡	300㎡	市	その他	不明	0	0	0	0	0	0	冠婚葬祭(2日間で40,000円) 地元各種団体については無料、地元以外は事前協議	0	0	0	0	0	0	0	51,450	0	74,161	91,056	216,667	△ 216,667	
	27	24	西都川集会所	317㎡	126㎡	民間	その他	不明	0	0	0	0	0	0	4～9月期1日2,000円、10～3月期1日2,500円、冠婚葬祭(1日10,000円) 営利目的1日2,000円～5,000円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74,161	47,250	121,411	△ 121,411
	28	26	東都川集会所	419㎡	106㎡	市	その他	不明	0	0	0	0	0	0	基本的にすべて無料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74,161	0	74,161	△ 74,161
	29	29	都川高齢者活動促進センター	2,116㎡	491㎡	市	その他	不明	0	0	0	0	0	0	交流室・研修室1,500円～2,500円、調理室1,500円以上、実習室1,500円(5人まで) 冠婚葬祭(2日で40,000円)、地域の各種団体は無料	0	0	0	0	0	0	0	42,000	0	74,161	52,500	168,661	△ 168,661	
	30	19	市木生活改善センター	1,915㎡	394㎡	市	その他	不明	0	0	0	0	0	0	全館4時間で3,000円、1室4時間で1,000円、冠婚葬祭(1回/30,000円) 地区の運営及び生活改善に関する会議、浜田市及び地域内の各種団体の使用は無料	0	0	0	0	0	0	0	51,450	0	74,161	0	125,611	△ 125,611	

集会施設・その他施設 集約表(平成24年度 コスト等一覧)

区分	No.	ID	施設名	敷地面積	延床面積	土地所有	管理形態	利用者数(人)	常勤	嘱・パート	(うち市職員)				料金体系等						収入計	光熱水費	委託費	人件費	職員人件費	その他	支出計	収支	
											正規	市嘱託	市臨時	市パート		利用料等	指定管理料	市補助金	市委託料	その他									
集会施設	31	25	来尾集会所	603㎡	153㎡	市	その他	不明	0	0	0	0	0	0	各戸から管理費として2,000円徴収、使用頻度の高い行政区又は団体から個別徴収 冠婚葬祭(1回/15,000円)	0	0	0	0	0	0	0	0	74,161	0	74,161	△ 74,161		
	32	27	多目的研修集会施設越木集会所	406㎡	170㎡	市	その他	不明	0	0	0	0	0	0	全館4時間で1,000又は1,500円、1室4時間で500円、冠婚葬祭(1回/30,000円) 営利目的は半日2,500円、暖房燃料費は実費、各種団体は使用料の半額を徴収できる	0	0	0	0	0	0	0	51,450	0	74,161	0	125,611	△ 125,611	
	33	168	弥栄多目的研修集会施設(弥栄会館)	2,562㎡	1,533㎡	市	直営	(H23) 16,042	0	0	0	0	0	0	大研修室900円～ 小研修室600円～ 和室研修室800円～ トレーニングホール2,000円～ ロビー500円～ 農産加工実習室1,000円～ 全館5,000円～	(H23) 114,524	0	0	0	(H23) 20,181	134,705	2,088,652	2,026,419	0	741,611	363,055	5,219,737	△ 5,085,032	
	34	144	岡見漁業振興会館	662㎡	1,057㎡	市	指定管理者(指名)	1,704	0	0	0				大会議室(2階)10,000円/1日 小会議室(2階)1,000円/1日 和室(2階)1,000円/1日 炊事室(2階)3,000円/1日 いづれも上限額 事務室(1階) 772,370円/1年	173,000	50,000	0	0	843,498	1,066,498	109,615	64,050	0	370,806	90,623	635,094	431,404	
	35	142	三隅中央会館(1)多目的研修集会施設	5,253㎡	1,503㎡	市	指定管理者(指名)	58,940	10	8	0				・多目的ホール(1,575円～/時間に応じた設定) ・研修室(1,050円～/時間に応じた設定)	1,179,087	3,446,000	0	0	25,800	4,650,887	2,626,029	847,575	0	741,611	1,576,283	5,791,498	△ 1,140,611	
	36	143	古市場漁村センター	622㎡	386㎡	市	指定管理者(指名)	1,449	1	0	0				2階会議室、和室、調理場/午前8時から12時までまたは午後1時から午後5時まで1,050円 午前8時から午後5時まで2,100円 午後5時から午後9時まで1,050円 いづれも上限額	53,340	0	0	0	0	53,340	91,102	28,350	0	370,806	145,477	635,735	△ 582,395	
	37	8	鹿子谷コミュニティー消防センター	679㎡	84㎡	市	その他		0	0	0	0			無料						0				148,322		148,322	△ 148,322	
	38	9	岡崎コミュニティー消防センター	965㎡	111㎡	市	その他		0	0	0	0			無料						0				148,322		148,322	△ 148,322	
	39	31	三隅町上古和集会所	1,560㎡	59㎡	市	直営	不明	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	16,800	0	74,161	4,500	95,461	△ 95,461	
	40	7	室谷コミュニティー消防センター	698㎡	114㎡	市	その他		0	0	0	0			無料	0	0	0	0	0	0	0	20,172	0	0	148,322	0	168,494	△ 168,494
	41	145	井野地区多目的研修集会施設みのり会館	2252㎡	394㎡	民間	直営	1,714	0	0	0				無料	0	0	0	0	0	0	0	173,008	0	741,611	211,930	1,126,549	△ 1,126,549	
	42	146	上室谷集会所	261㎡	153㎡	市	その他	1,800	0	0	0				無料	0	0	0	0	3,000	3,000	0	333,193	0	148,322	6,442	487,957	△ 484,957	
	43	147	大谷地区活性化施設八幡センター	970㎡	366㎡	市	直営	3,783	0	0	0				無料	0	0	0	0	0	0	0	122,902	0	741,611	61,045	925,558	△ 925,558	
その他	10	155	浜田市勤労青少年ホーム	2,279,885㎡	850㎡	市	直営	18,252	2	2	0	2	0	2	無料(ただし、電話代、コピー代、冷暖房費等は実費負担。)	0	0	0	0	189,615	189,615	942,843	568,050	4,094,257	1,483,222	311,721	7,400,093	△ 7,210,478	